

第2章 災害に強い人づくり・地域づくり

第1節 防災に関する普及啓発

主な担当関係部署：防災危機管理課、消防本部、教育委員会（学校教育課、生涯学習課）、健康増進課、子育て支援課、高齢福祉課、障害福祉課、社会福祉課、市民活動推進課、生活安全課、おもてなし観光課

主な担当関係機関：社会福祉協議会

災害による被害を最小限に止めるためには、市、県及び防災関係機関による災害対策の推進と同時に、事業所の職員や市民一人ひとりが家庭や地域社会において、災害や防災に関する正しい知識を持ち、自らは自らが守る「自助」や助け合いの中で地域を守る「共助」を大事にし、行動する必要がある。

このため、市は、職員及び市民・事業所に対し、災害に関する防災知識の普及啓発を推進するとともに、県及び防災関係機関と連携し、個人や家庭、地域、企業、団体等が日常的に減災のために行動することや、地域コミュニティにおける多様な関わりの中で「防災文化」の普及・定着を促すことにより、地域防災力の向上を図る。

現状と課題

■自主防災思想の普及啓発

本市では、市広報紙や防災ファイル等により、市民への啓発を推進している。地震・津波災害や局地的な豪雨災害など大規模災害へ備えるため、今後も継続して市民への自主防災思想の普及啓発を推進する必要がある。

また、職員研修や講演会、防災出前講座等において、市職員や児童生徒、市民等に対する防災教育を推進しているが、今後は、南海トラフ巨大地震等に伴う地震・津波についての啓発を行うとともに、近隣の負傷者や要配慮者を助ける、避難所等で自主的に活動する、市が行っている防災活動に協力するなど、防災知識の普及啓発についても推進していく必要がある。

■災害教訓の伝承

本市では、平成21年7月の中国・九州北部豪雨における対応等の検証をするため、防府市豪雨災害検証委員会を設置し、平成22年12月に提出された「防府市豪雨災害検証報告書」を、市ホームページで公表している。また、被害状況写真のパネルを作成し、講演会等の開催時に展示・啓発している。

さらに、防府市社会福祉協議会においても、豪雨災害時に開設した災害ボランティアセンターやボランティアの活動の様子をまとめたパネルやDVDを作成しており、イベント等における展示・啓発に活用している。今後も引き続き災害事例や教訓を伝承させるため、講演会等や学校教育・社会教育の中で啓発を続けて行く必要がある。

また、学校教育においても、災害の教訓を踏まえた啓発を折に触れて行っているものの、5年という年月が経ち、児童生徒の記憶は薄れつつある。過去の教訓を決して忘れることなく、災害時の迅速かつ安全な対応につなげていくよう、教育・訓練を継続して行う必要がある。

基本方針

- 「防災の日常化」を基本として、以下の取組を実施する。
- 災害発生直後は、「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、自主防災思想の普及啓発を図る。
 - 要配慮者への支援の視点や男女共同参画の視点等に配慮し、防災知識の普及啓発に当たる。
 - 市職員に対し、研修会等を通じて防災教育を推進するとともに、防府市災害対策本部（以下「市本部」という。）各対策部（第3編第1章第2節の市本部各対策部をいう。以下同様。）はマニュアルを作成し、所属職員に周知するなど、平常時からの防災対策を推進する。
 - 市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間、土砂災害防災月間等に防災に関する市民参加・体験型のイベントを開催し、市民の意識の高揚や自主防災組織等の活動の活性化を促進する。
 - 講演会開催時等に平成21年中国・九州北部豪雨災害時の写真パネルの展示をする等、過去の災害の教訓を伝承させることを推進する。
 - 児童生徒が過去の教訓を忘れることなく、災害時に安全な行動をとることができるよう、防災教育・訓練等を継続して実施する。
 - 学校教育において、児童生徒が災害時に安全を最優先した行動がとれるよう、防災知識の普及啓発を図る。
 - 事業所への防災出前講座等により、地震・津波対策、浸水対策等についての啓発を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 防災に関する普及啓発

1 自主防災思想の普及啓発

災害発生直後は、「自らの身の安全は自らが守る」「自らのまちは自らが守る」という考え方を基本とし、市民一人ひとりが、災害の発生直後から行動できるよう、平常時から、初期消火・救出、救命等の災害対応力の向上を図り、災害発生時には、市、県、防災関係機関、自主防災組織、事業所及び市民が連携を図り、災害に対応することが重要である。

市は、市民・事業所等に対し、防災知識の普及啓発や防災教育を計画的に実施し、自主防災思想の普及啓発の徹底を図るものとし、そのために重点課題の設定や関係機関の連携等を戦略的に行っていく。

2 「いのちを守る」ための避難に関する普及啓発

避難行動及び避難生活には、「自助」・「共助」による対応が不可欠である。このため、市は、市民一人ひとりが適時に自ら避難の必要を判断し、近隣の負傷者や要配慮者を援護しながら避難を行い、指定緊急避難場所や指定避難所で自主的に活動することができるよう、平常時から避難に関する情報提供を行い、防災知識の普及啓発に努める。

3 対応上の重要な事項に関する普及啓発

平成23年3月11日に発生した東日本大震災を契機として、我が国の防災対策は抜本的な見直しが行われており、内閣府をはじめ各省庁において様々な検討会が立ち上がり、防災に関する指針やガイドラインが示されている。これらを踏まえ、市は、特に以下の点に留意し、普及啓発を行う。

要配慮者支援の視点	高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、日本語の理解が不十分な外国人など災害に対して迅速に必要な情報を得ることや、行動を取ることが困難な者で、災害時に特に配慮を要する者（以下「要配慮者」という。）に対し、要配慮者の状況に応じた広報媒体や情報媒体にて情報提供を行い、要配慮者への支援に関する普及啓発に努める。 ※要配慮者に関する詳細については、本編第8章を参照のこと。
男女共同参画の視点	被災時の男女のニーズの違い等、男女双方の視点に十分配慮するよう努め、防災に関する政策・方針決定の過程や災害現場における女性の参画を拡大するなど、男女共同参画をはじめとした多様な視点を踏まえた防災対策を行うよう、普及啓発に努める。
観光客等帰宅困難者への配慮の視点	災害時には居住する住民だけではなく、通勤・通学者や観光客など市域に集まる全ての人への配慮が必要となることを踏まえ、帰宅困難者対策に関する防災知識の普及啓発に努める。
動物救護の視点	近年、ペットが家族の一員であるという意識が一般的な傾向になりつつあり、ペットと共に避難する同行避難が、飼い主である被災者の心のケアの観点からも重要となっている。また、被災動物の放置の問題からも、飼い主責任による同行避難への配慮が必要となることを踏まえ、動物救護に関する防災知識の普及啓発に努める。

4 災害教訓の伝承

市は、過去に発生した大規模災害の教訓や災害文化を確実に後世に伝えていくため、大規模災害に関する各種資料を広く収集・整理し、適切に保存するとともに、市民が閲覧できるよう公開に努める。市民は、自ら災害教訓の伝承に努めるものとし、市はその取組を支援する。

また、学校教育や社会教育における防災教育においても、災害教訓の伝承を推進する。

5 普及啓発の内容

防災に関し、普及啓発すべき事項を、対象者別に以下に示す。

対象	平常時の活動	災害時の活動
市職員	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害(風水害、地震、事故等)に対する基礎知識 ◆ 市防災計画と防災基本計画並びに県防災計画との関係及び市防災計画に示す災害対策 ◆ 市本部各対策部におけるマニュアル作成及び所属職員への周知 ◆ 災対法、救助法など防災関連法に関する知識 ◆ 家庭における災害対策と自主防災組織の育成強化対策 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 注意報、警報、特別警報発表時及び発災時に、具体的に取るべき行動に関する知識 ◆ 職員が果たすべき役割(職員の動員体制と任務分担、情報収集・伝達、県への報告等) ◆ 災害対策の課題その他必要な事項
学校	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 児童生徒に対する防災教育に関する指導計画の作成 ◆ 学級活動、学校行事等教育活動全体を通じた災害の基礎的な知識及び発災時の対策等の指導 ◆ 児童生徒の発達段階や地域の特性に応じた避難、発災時の危険及び安全確保の指導 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 中学校の生徒を対象とした応急手当の習得のための指導 ◆ 安全な場所の把握 ◆ 避難経路の考察
市民	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 災害の基礎的な知識、市内の災害発生実態や被害想定及び住宅周辺の災害特性の把握 ◆ 自主防災思想及び自主防災組織の普及 ◆ わが家の安全点検実施(住宅の耐震診断と補強、転倒防止対策及び消火器の普及) ◆ 3日分の食料、飲料水、携帯トイレ、トイレトペーパー等生活必需品の備蓄 ◆ 非常持出し品(救急箱、懐中電灯、ラジオ、乾電池等)の準備 ◆ 防災マップ等による災害危険区域の把握(浸水区域(津波、洪水及び高潮)、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域) ◆ 家族防災会議の開催 ◆ 市の防災対策 ◆ 地震発生時に自動車運転者が措置すべき事項の把握 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 緊急地震速報についての知識 ◆ 安全確保、出火防止、初期消火活動、応急手当等看護の知識 ◆ 家族等との安否確認・連絡方法(NTT等の電気通信事業者が災害時に提供する伝言サービスの仕組みや利用法) ◆ 避難行動(避難場所、避難路、その他避難対策) ◆ 要配慮者への支援 ◆ 正しい情報の収集方法 ◆ その他地域として必要な行動 ◆ 避難生活への対応 ◆ 自立へ向けた行動
事業所	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災計画の策定 ◆ 重要書類及びデータの保存対策の実施 ◆ 情報連絡の複数ルート確保 ◆ 自衛消防隊の充実・強化 ◆ 資機材の整備 ◆ 市及び地域との共同計画の検討 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 負傷者の手当及び初期消火の実施 ◆ 災害対策本部の設置 ◆ 地域との共同(消火・救出作業、避難場所としての提供) ◆ 社員の安否確認 ◆ 救援物資の調達 ◆ 被災者の避難所への移動に伴う市との連携 ◆ 業務の再開 ◆ 地域コミュニティの一員としての災害対策活動

6 普及啓発の方法、手段

防災に関する普及啓発を行う際の主な方法及び手段を以下に示す。

なお、これら普及啓発の推進に当たっては、参加者に応じた学習の場を提供する。

講座・研修等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各種講座（公民館等における講座、各年齢期に応じた学習会等） ◆ 防災研修 ◆ 防災訓練
広報活動等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災ファイル、防災マップ等の配布 ◆ 市広報紙、掲示板、パンフレット、ポスター、ダイレクトメール等 ◆ インターネット及び報道媒体を通じた情報提供 ◆ ビデオ、災害シミュレーション装置等の活用 ◆ 住民に対する巡回指導
各種団体等の活動との連携	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自治会、女性団体、PTA、青少年団体、高齢者団体その他の団体を対象とした各種研修会、集会、防災出前講座等 ◆ 各種団体が開催する研修会・講習会等に、防災に関する内容を取り入れるよう要請
その他イベント等	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民防災の日、防災週間、防災とボランティア週間、水防月間、土砂災害防止月間等の期間に重点的に行うイベント等の活用

【達成目標】

■災害教訓の伝承

- 大規模災害に関する各種資料を住民が閲覧できるよう公民館、図書館、市民活動支援センター等に置く。
- 学校教育や社会教育における防災啓発のなかで、過去の災害教訓を伝えることを推進する。

■市職員に対する防災教育・研修

- 南海トラフ巨大地震等に関する市職員研修を開催するなど、継続的に地震・津波に関する市職員研修を行う。
- 市本部各対策部は、平成28年度までに所管する所掌事務についてのマニュアルを作成し、又は見直すとともに、所属職員に対し周知する。また、毎年マニュアルの見直しを検討する。
- 毎年、指定緊急避難場所や指定避難所に関する市職員研修を開催する。

■学校に対する防災教育

- 児童生徒に対し、防災教育に関する授業及び防災に係る避難訓練等を位置付け、毎年1回以上実施する。
- 県教育委員会が出している「防災訓練実践集」を活用し、学級活動等を通じて児童生徒の発達段階に応じた指導を特別活動年間指導計画に位置付ける。

■市民に対する防災教育

- 自治会に対し、市広報紙、防災ファイル、出前講座等により、避難場所等の啓発を推進する。
- 防府市津波避難計画等に基づき、防災マップ（津波編）を作成し、全世帯に配布する。
- 土砂災害警戒区域の指定の見直しや、洪水等浸水想定の見直しがあったときは、防災マップを作成し、全世帯に配布する。
- 平成27年度に土砂災害に関する講演会を土砂災害警戒区域のある各地区で実施する。
- 平成27年度に津波避難に関するワークショップ等を浸水想定のある全地域で実施する。
- 大規模災害時を想定し、地域主体の避難所の開設・運営ができるよう研修等を開催していく。
- 公民館での学級・教室や聞いて得するふるさと講座において、防災についての普及啓発を継続して行う。
- 避難場所や避難行動要支援者名簿等に関する説明会を各地域で開催する。
- 防府市市民防災の日等に防災講演会など啓発行事を継続して開催する。

■各種団体等に対する防災教育

- 女性団体やPTA等が開催する研修会や講演等に防災に関する内容を取り入れることを促進する。

■事業所に対する防災教育

- 商工会議所と連携するなど、防災出前講座等により、事業所への地震・津波災害等の啓発を推進する。
- 災害ボランティアに関する研修等を開催する場合には、事業所にも参加を呼びかけ、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるようにする。

第2節 地域における防災活動力の強化

主な関係法令 : 災害対策基本法 第5条第2項、第42条第3項、第42条の2
消防団を中核とした地域防災力の充実強化に関する法律

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、消防本部

地域社会の安全確保は、市、県及び防災関係機関の活動だけでなく、地域の消防防災活動の中核となる消防団や地域住民による防災組織の体制整備が図ることで、初めてその目的が達成できる。

中でも、消防団・水防団は、地域における消防防災活動の中核として重要な役割を果たしており、発災時における初期対策等、消防防災活動に大きな期待が寄せられていることから、市は、消防団・水防団の活性化を推進し、その育成を図っていく必要がある。

また、災害に対処するためには、市、県及び防災関係機関と地域住民による自主防災組織が一体となって総合的な防災体制を確立し、災害予防や応急活動を行うことが重要である。このため、地域住民による相互助け合いの精神に基づく自主防災組織を育成し、防災活動が効果的に行われるよう協力体制を確立する。その際、女性の参画の促進に努める。

現状と課題

■自主防災組織の育成強化

市は、自主防災組織の未結成自治会への結成に向けた支援や、結成された組織への活動支援を継続的に行っている。

なお、高齢化等に伴い自主防災組織の単独での結成が難しい自治会については、複数の自治会による結成もできることなど、啓発を推進していく必要がある。

■地区防災計画に関する普及啓発

平成25年6月の災対法の改正により新たに地区防災計画の作成について規定され、平成26年4月1日に施行された。本市では、今後、住民や事業所に対して啓発を図っていくとともに、計画作成に意欲がある地区に対して、作成における普及啓発を進める。

なお、その際、地区防災計画策定に当たっては「市の一定の地区」の範囲を検討していく。

基本方針

■消防団・水防団の育成強化

- 消防団・水防団への入団を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。
- 防災訓練や研修会等への参加を促し、団員等の防災知識の向上を図る。
- 活動の拠点となる施設及び水防資機材の充実を図る。

■自主防災組織の育成強化

- 地域住民及び施設の関係者による自主的な防災組織の結成・育成の促進、訓練の実施並びに資機材の充実についての支援を推進する。
- 自主防災組織において地域の実情に応じた防災マニュアルを作成することなどにより、平常時及び災害時において効果的な防災活動を行う。

■企業防災活動の推進

- 企業において、災害時の事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施する。
- 企業防災の防災意識の普及啓発に努める。

■住民及び事業所による地区防災計画作成の支援

- 自主防災活動に熱心な地区の居住者等に対し、地域の特性に応じた自発的な防災活動に関する「地区防災計画」を作成し、素案として市防災会議へ提案できるよう、自主防災組織の活動支援を推進する。

具体的な取組と達成目標

第1項 消防団・水防団の育成強化

市は、消防団・水防団への入団を促進するとともに、災害発生時に消防、警察、自衛隊等の救助活動部隊と連携し、消火活動、救助活動、避難誘導、避難者への各種救援活動等を行うため、以下に掲げる事項を中心とし、消防団、自主防災組織等の育成強化を図る。

消防団の育成強化	<ul style="list-style-type: none">◆ 消防団の活性化につながる研修、訓練等を立案する。◆ 団員確保のため、青年層・女性層を対象に、消防団への入団を促進するとともに、地域内事業所との連携に努める。◆ 防災訓練や研修会等への参加を促し、団員等の防災知識の向上を図る。◆ 消防団の施設・装備の充実を推進する。
水防団の育成強化	<ul style="list-style-type: none">◆ 水防団の拠点となる施設及び水防資機材の充実を図る。◆ 水防団員の知識や技術等の指導を行う。

【達成目標】

- 消防団員の条例定数を確保する。
- 消防団員・水防団員に対する教育訓練を年一回以上実施する。
- 消防団の施設・装備の充実を図る。
- 水防団の拠点となる施設及び水防資機材の充実を図る。

第2項 自主防災組織の育成強化

市は、地域住民及び施設の関係者による自主的な防災組織の結成・育成を促進する。また、防災活動が効果的に行われるよう、自主防災組織との協力体制を確立し、訓練の実施、資機材の充実を図る等、自主防災組織の活動を支援する。その際、女性の参画の促進に努める。

なお、県及び防災関係機関は、相互に有機的連携のもとに市の推進活動に積極的に協力する。

1 自主防災組織の結成・育成

市は、地域住民及び事業所を対象とし、自主防災組織の結成・育成を図る。

地域住民を対象とする自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 住民が参加しているコミュニティ団体等の既存の組織を自主防災組織として設置し、育成する。 ◆ 自治会単位、学校区単位等、住民が無理なく活動できる規模とすることを基本とする。 ◆ 住民が、連帯感に基づいて、防災活動を行うことが期待できる規模 ◆ 地理的状况、生活環境等から、日常生活上の基礎的な地域として一体性を有する規模 ◆ 自治会連合会による協議が行える機会を設定し、組織的な展開を図る。 ◆ 消防団員の積極的な協力を得て育成する。
事業所等における自主防災組織	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校、病院、百貨店、スーパー等多数の者が利用し、災害時に大規模な人的・物的被害が発生する危険性を有する事業所等を対象とし、防災管理体制の強化を図る。 ◆ 危険物施設、高圧ガス施設等を対象とし、自衛消防組織の育成を図る。 ◆ 多数の従業員がいる事業所で、組織的に防災活動を行うことが望まれる施設を対象とし、自衛消防隊の育成を図る。

2 自主防災組織の活動内容

自主防災組織の主な活動内容を以下に示す。

活動の種類	平常時の活動	災害発生時の活動
本部	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災マニュアルの作成 ◆ 関係機関との連絡体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 役員の招集とあらかじめ定められている役割分担の確認 ◆ 各班の活動の統制
情報	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災意識の高揚 ◆ 防災に関する知識の普及 ◆ 情報収集及び伝達体制の構築と訓練 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 情報収集、伝達及び広報 ◆ 地域住民の安否確認
初期消火	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出火防止及び初期消火の徹底 ◆ 初期消火訓練の実施・参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出火防止及び初期消火
救出・救護	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災資機材の備蓄及び保守管理 ◆ 救出及び救護訓練の実施並びに参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 負傷者の救出及び救護 ◆ 地域の要配慮者への支援
避難誘導	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区一時避難場所、指定緊急避難場所及び指定避難所への経路の確認 ◆ 危険箇所の確認 ◆ 避難誘導訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難誘導
地区一時避難場所の運営	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区一時避難場所の指定（任意） ◆ 地区一時避難場所の運営の確認 ◆ 市との連絡体制の確認 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地区一時避難場所の開設・運営 ◆ 市への連絡
避難場所等の運営※	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所等開設並びに運営手順の確認及び訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所等開設及び運営

給食・給水	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 食料、飲料水等の備蓄 ◆ 資機材の備蓄及び保守管理 ◆ 炊き出し訓練の実施及び参加 	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難所における炊き出し ◆ 食料及び応急物資等の調達・配分
-------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------	--------------------------------------------------------------------------------------------

※運営主体は、各地域の状況により異なる。

3 自主防災組織の活動支援

市は、自主防災組織の結成支援や活動支援を行うため、自主防災組織等支援協力員を設置し、防災出前講座等に派遣するなど、積極的な指導援助の体制を構築するとともに、自主防災組織や県、防災関係機関、学校、事業所等の参加による防災訓練や研修会等、地域の防災力を高める支援を行う。

また、その他の防災関係機関においても、市の自主防災組織の結成や活動等に対し、積極的に協力する。

主な活動支援内容を以下に示す。

自主防災マニュアルの作成支援	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織ごとに、地区の実状に応じた防災マニュアルを作成する。 ◆ 防災マニュアルに基づき、平常時及び災害時において効果的な防災活動を行う。 ◆ 市職員及び消防団員は、積極的に協力し、指導援助を行う。 ◆ 災害時のみに限定することなく、平常時の活動についても工夫し、自主防災組織の活動の形骸化防止に努める。
防災資機材等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 自主防災組織の活動に必要な防災資機材、活動拠点等の整備を促進する。
講習会等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 防災資機材の操作及び使用方法の講習会や応急手当の講習会を実施し、自主防災組織の指導援助に努める。 ◆ 自主防災組織と連携した地域住民への防災講演会、防災出前講座等を実施し、地域住民の自主防災活動に対する関心を維持していく。
自主防災リーダーの育成	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 研修会等を実施し、地域の要となる自主防災リーダーの育成に努める。 ◆ 男女共同参画の視点から、女性リーダーの育成・支援を推進する。 ◆ 平成25年度から平成29年度までの5年間、防災士養成講座を開催し、自主防災組織のリーダー的な役割を果たすなど、防災活動の推進役となる人材育成に努める。

資料編 [予防]

● 2-1-2 自主防災組織における防災マニュアルの作成手順

【達成目標】

■自主防災組織の結成・育成

- 自主防災組織の未結成自治会に対する説明会を開催するなど、組織結成に向けた啓発を推進する。
- 市内の事業所に対し、自衛消防組織の活動促進や自主防災組織との連携等を啓発する。

■自主防災組織の活動支援

- 各自主防災組織において、地域の実情に即した防災マニュアルを作成するよう促進する。
- 防府市自主防災組織育成事業補助制度の活用啓発等により、自主防災組織の活動の活性化や資機材等の整備の充実を図る。
- 防災ファイル等により、地域の自主防災組織に対して平常時や災害時の役割などを啓発する。
- 自主防災リーダー育成のため、研修会等を毎年実施する。
- 平成29年度までに防災士300人を目標に防災士養成講座を開催するとともに、フォローアップ研修などにより、防災士が自主防災組織のリーダー的な役割が担えるよう支援する。

第3項 企業防災活動の推進

市は、企業における防災の取組に資する情報提供等を進めるとともに、企業防災分野の進展に伴って増大することになる事業継続計画（BCP）策定支援等の高度なニーズにも的確に応えられる市場の健全な発展に向けた条件整備に取り組む。

企業は、災害時において果たすべき役割（従業員及び顧客の安全確保、経済活動の維持、地域住民への貢献等）を十分認識して、各企業において災害時に重要業務を継続するための事業継続計画（BCP）の策定、災害時行動マニュアルの作成、防災体制の整備、防災訓練等を実施するなどして、企業防災の推進に努める。

【達成目標】

- | |
|----------------------------------------------------------------------------|
| ○企業に対し、災害時の事業継続計画（BCP）の策定を促進する。
○企業の実情に即した防災マニュアルを作成し、訓練等により運用するよう指導する。 |
|----------------------------------------------------------------------------|

第4項 住民及び事業所による地区防災計画作成に関する普及啓発

市の一定の地区内の住民及び当該地区に事業所を有する事業者（以下「地区居住者等」という。）が、当該地区における防災力の向上を図るため、必要に応じて、当該地区における自発的な防災活動に関する計画作成し、これを地区防災計画の素案として市防災会議に提案するもので、災対法の改正に伴い新たに規定され、平成26年4月1日に施行された。

市は、住民、事業所等が地区の特性に応じて自助・共助による自発的な防災活動を促進し、地区の防災力の向上を図るため、「地区防災計画」の作成に向けた取組や防災活動を支援する。

地区防災計画に定める主な事項	<ul style="list-style-type: none">◆ 地区の特性（自然特性、社会特性）の把握及び地区の防災上の課題等の検討◆ 地区居住者等の防災活動に必要な物資及び資材の備蓄◆ 災害が発生した場合における地区居住者等の相互の支援◆ 地区居住者等が共同して行う防災訓練◆ その他、当該地区の特性に応じた活動
----------------	---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

なお、市防災会議は、市防災計画に地区防災計画を位置付けるよう地区居住者等から提案を受けたときは遅滞なく市防災計画に当該計画提案を踏まえた定めが必要を判断し、必要があると認めるときは、市防災計画に地区防災計画を定める。

【達成目標】

- | |
|-----------------------------------------------------|
| ○「市の一定の地区」の範囲をあらかじめ定義付けておく。
○地区防災計画作成についての啓発を図る。 |
|-----------------------------------------------------|

第3節 ボランティア活動の拡充強化

主な担当関係部署：社会福祉課、市民活動推進課、防災危機管理課

主な担当関係機関：社会福祉協議会、市民活動支援センター

大規模災害時には、市、防災関係機関等の救助活動に併せ、ボランティア精神に基づく一般市民の救援活動への協力を必要とする。

このため、ボランティアの育成、登録、支援体制の整備など、災害時におけるボランティア活動が円滑かつ効率的に行えるよう、災害に備えて、平常時における環境整備等について必要な事項を定める。

現状と課題

市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターを通じてボランティアの普及・啓発の取組を行っており、ボランティア登録団体数は増加している。今後も引き続き啓発活動に努めるとともに、ボランティアの能力向上及びその能力を活かせる体制の構築を図っていく必要がある。

基本方針

- 社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、ボランティアへの登録を呼びかける。
- 災害ボランティアセンター運営従事者の養成を図り、人材育成・強化に努める。
- 災害時のボランティアの受入体制の強化に努める。

具体的な取組と達成目標

第1項 ボランティア活動の推進

1 ボランティアの養成

市は、災害時のボランティアの積極的な活動を促すため、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、ボランティアの育成に努める。

なお、市防災計画でいうボランティアは、消防団のように防災活動への従事義務がある団体の構成員を除き災害時において被災者の救援活動に自主的・自発的に参加する者を指し、専門的知識・技術や特定の資格を有する者（以下「専門ボランティア」という。）及びそれ以外の者（以下「一般ボランティア」という。）に区分する。

資料編 [ボランティア活動]

- 2-2-1 ボランティアの活動内容

市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携し、以下に示すボランティアの養成に努める。

ボランティアに関する研修等の実施	◆ 市民、企業及び団体に対して研修等を実施し、ボランティアが被災地で活動する上で必要となる知識や技術を習得できるよう、ボランティアの養成を行う。
ボランティアへの参加の呼びかけ及び登録	◆ 災害時におけるボランティア活動についての関心を深め、多くの市民の積極的な参加を呼びかける。 ◆ 社会福祉協議会及び市民活動支援センターで災害時におけるボランティアの事前登録を行う。
災害ボランティアセンター運営従事者の養成	◆ ボランティアが被災地で円滑な活動を行うため、運営従事者の養成を図る。
ボランティア団体等への協力要請	◆ 平常時に活動するボランティア団体等に対し、災害時にもボランティア活動を行うよう要請する。

2 ボランティア活動環境の整備

市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、災害時におけるボランティアの活動が円滑かつ効率的に行えるよう、以下の取組を行う。

マニュアルの作成	◆ 市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターは、災害時の活動が円滑に行えるよう、災害ボランティアセンター運営マニュアル等を作成する。
活動拠点及び連携体制の整備	◆ 市内のどこで災害が発生しても対応できるよう、活動拠点、必要な連携体制等について検討を行う。
資金・資機材、人材支援の準備	◆ 市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、災害ボランティアセンターの設置及び運営体制に必要な資金、資機材及び人材支援の整備を計画的に進める。 ◆ 市は、社会福祉協議会及び市民活動支援センターの支援体制の構築を図る。
災害ボランティアセンターの体制強化	◆ 社会福祉協議会及び市民活動支援センターの体制の強化を図る。

【達成目標】

○市、社会福祉協議会及び市民活動支援センターの連携を緊密にするための連絡体制を構築する。

第4節 防災訓練による災害対応力の強化

主な担当関係部署：防災危機管理課、高齢福祉課、障害福祉課、消防本部

災害発生時に迅速かつ確かな行動をとるためには、市、県、防災関係機関、市民それぞれが、災害発生時にとるべき行動を想定した実践的訓練が重要となる。防災訓練は、災害時の行動手順の確認・習得を第一とし、防災計画の熟知、市、県及び防災関係機関相互や市民との協力連携体制の確立、市民に対する防災知識の普及啓発、防災計画の検証等、副次的な効果も高いものとする。

市は、単独で実施するほか、防災関係機関、他の市町等と共同で防災訓練を実施する。また、自主防災組織、非常通信協議会、民間企業、ボランティア団体、地域住民等とも連携し、継続的に実施する。

現状と課題

■総合防災訓練

市ではこれまでに市本部の設置訓練や、風水害や地震の発生を想定した訓練を実施し、県及び防災関係機関との連携や、市民が参加した避難訓練等により、自助・共助の推進をしている。今後は、訓練シナリオ等を明らかにしない発災型（ブラインド型）の実践的な訓練や、要配慮者を対象とした地域防災力の強化に資する訓練、複合災害を想定した訓練等を取り入れ、災害対応職員の育成や県及び防災関係機関との連携体制強化などを図ることが必要である。

■市及び防災関係機関による個別防災訓練

市職員の参集・各対策部の初動対応、津波の浸水が想定されている各地域を対象とした避難訓練、地域団体主体による避難所開設・運営訓練等の訓練など、新たな訓練の実施が求められている。

■学校による訓練

市内全小・中学校では火災等を想定した避難等を実施しており、災害対応訓練についても、多くの学校で実施している。今後は、全小・中学校で地域と連携した災害対応訓練をする必要がある。

基本方針

- 毎年、訓練内容（災害想定、実施時期、時間帯等）を変えた訓練の実施に努める。
- 様々な防災関係機関や関係団体等が訓練に参加できるよう、毎年訓練内容を見直し、実践するとともに、参加者による振り返りや第三者による検証などを通して、訓練内容の見直しをする。また、各種マニュアル等に反映させる。
- 要配慮者支援、男女共同参画の視点等を取り入れた訓練を実施する。

具体的な取組と達成目標

第1項 総合防災訓練

防災関係機関等が実施すべき各種応急対策の実践を通じて防災対策の習熟を図るとともに、各種ボランティア団体等の協力、連携体制の確立など、市防災計画の検証を行うことを目的とし、市、消防本部、警察署、学校、幼稚園、保育所、農業協同組合、商工会議所、漁業協同組合、医師会、

山口県建設業協会等や一般市民が参加した実践的な総合防災訓練を実施する。

訓練の実施に当たっては、地域の特性や防災環境の変化、男女共同参画の視点、要配慮者支援の視点等を取り入れるよう努める。

なお、訓練の実施主体別に実施を検討すべき訓練内容は、資料編のとおりとする。

また、訓練の実施に当たり、以下の点を考慮するものとする。

- ◆ 災害、被害想定等を明らかにするとともに、勤務時間外での発災、複合災害の想定等、様々な条件を設定し、実践的なものとなるよう配慮する。
- ◆ 訓練のシナリオを参加者へあらかじめ知らせないブラインド型の訓練や訓練のシナリオに緊急地震速報を取り入れるなど、実践的に災害発生時の行動の習熟を図るように努める。
- ◆ 訓練終了後においては、訓練参加者による振り返りや、第三者による検証などを通して、訓練の課題等を明らかにし、必要に応じて今後の防災活動に反映させ、その成果を次回以降の訓練において検証する等、訓練を活用した実効性の高い災害対応力向上の取組を進める。

資料編 [予防]

● 2-1-3 防災訓練内容

【達成目標】

- 毎年総合防災訓練を開催するとともに、避難訓練など市民参加・体験型のものを取り入れる。
- 総合防災訓練の際には、防災行政無線（同報系・移動系）やアマチュア無線を活用し、通信体制を検証する。

第2項 市、県及び防災関係機関による個別防災訓練

市、県及び防災関係機関は、それぞれの実情に合わせ、対応力向上のための個別訓練の実施に努める。

情報の収集及び伝達訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 被災地の概況の早期把握に向け、情報収集・集約・伝達に係る訓練 ◆ 市本部の組織と自治会（自主防災組織）、学校、病院、企業等その他の防災関係機関等との情報伝達訓練
職員の参集訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 動員の連絡系統の確認や自主参集 ◆ 徒歩・自転車・バイク等による実践的な参集訓練
通信訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 県防災行政無線（地上系・衛星系）、市防災行政無線（同報系・移動系）、アマチュア無線等を使用した気象予警報の伝達や被害状況の収集及び情報伝達の通信訓練
要配慮者支援訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者、車椅子利用者、妊婦、幼児を連れた家族、外国人等を想定した避難誘導、安否確認・情報伝達など要配慮者支援の訓練

【達成目標】

- 消防・警察等の防災関係機関や学校、ライフライン事業者等と連携し、本部設置時の情報伝達訓練を実施する。
- 市職員による参集・初動対応訓練や本部設置訓練を実施する。
- 毎年1回以上、津波避難訓練を実施する。

第3項 施設、事業所、自主防災組織等による訓練

市民、施設及び事業所の協力を促すため、それぞれに対し、様々な機会をとらえて訓練実施を促す。この際、被災時の男女のニーズの違い等男女双方の視点に十分配慮するよう努める。

施設及び事業所における訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 学校（幼稚園、小学校、中学校、高等学校等）、病院、社会福祉施設、工場、興行場、デパート及びその他消防法で定められた事業所（施設）の防火管理者等は、その定める消防計画に基づき、避難訓練、消火訓練及び通報訓練 ◆ 地域の一員として市、消防本部、消防団、自主防災組織等の地域の防災組織の行う訓練
自主防災組織における訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 各自主防災組織は、地域住民の防災意識の向上並びに市、県及び防災関係機関との連携を図るため、市及び消防本部の指導を受け、避難、初期消火、応急救護、避難行動要支援者の安全確保等の訓練
市民に対する参加の呼びかけ	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市民一人ひとりの災害時の行動の重要性を考慮して、市、県及び防災関係機関が実施する防災訓練への参加を求め、防災行動の習熟、防災知識の普及啓発及び防災意識の高揚を図るよう努める。

【達成目標】

○自主防災組織や学校と協働した初動対応及び避難所開設時の情報伝達訓練を実施する。

第4項 複合災害を想定した訓練

市は、防災関係機関等と連携して、防災体制の確立と防災業務関係者の防災技術の向上を図り、併せて市民等の防災意識の高揚を図るため、同時あるいは短時間のうちに複数の災害が発生する複合災害を想定した訓練の実施に努める。

訓練の実施に当たっては、様々な複合災害を想定し、情報収集・伝達、輸送路確保、資源配置等の机上訓練を行い、結果を踏まえて災害ごとの対応計画の見直しをするよう努める。

【達成目標】

○様々な災害の教訓を分析することにより、複合災害発生に備えるために必要な事項を整理し、対策を検討する。

第7章 避難体制の整備

第1節 避難勧告等の判断基準及び伝達体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第60条、61条の2

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、障害福祉課、高齢福祉課

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民の生命及び身体の安全を確保するためには的確な避難行動が不可欠である。

市民一人ひとりが安全確保のための適切な判断を行い、確実に避難行動をとることができるよう、適時的確に避難に関する情報を提供するため、避難準備情報、避難勧告、避難指示及び屋内での待機等の安全確保措置（以下「避難勧告等」という。）の発令及び伝達体制等の整備を図る。

現状と課題

平成25年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き」の避難だけでなく、「屋内での待機等の安全確保」という行動形態が明記された。今後は、災害の状況と市民のおかれた状態に応じた適切な避難情報の伝達を通じて、的確な避難行動を促すための体制の整備が重要となる。

避難場所への移動時間を十分考慮した迅速な判断による避難勧告等の発令と確実な伝達ができるよう、体制整備に努めるとともに、発災の状況により立ち退き避難が危険な状況にあっては屋内での待機等の安全確保の適切な行動がとれるよう、市民に対して適切な避難行動について周知していく必要がある。

基本方針

- 災害事象別に避難勧告等を発令する判断基準や伝達事項、伝達方法等について取りまとめ、避難勧告等判断基準・伝達マニュアルを整備する。また、毎年見直しを検討し、必要に応じて適宜修正する。
- 放送事業者と連携し、災害時の避難勧告等の伝達体制の強化を図る。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難勧告等の判断基準の整備

市は、災害事象ごとの避難種別に応じて発令を行う判断基準及び発令後に市民に求める行動の目安を定める。また、避難勧告等の判断に際し、指定行政機関や都道府県等の気象・災害関連の専門機関に対して適切な助言を求めることができるよう、あらかじめ連絡窓口の整備等を行う。

資料編 [避難勧告等]

- 2-11-1 避難勧告等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）
- 2-11-2 避難勧告等の判断基準
- 2-11-3 避難勧告等の判断の際に助言を求めることのできる主な専門機関

【達成目標】

- 「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン」（平成26年9月）に基づき、災害の事象ごとに、過去の記録や調査報告書等を踏まえた適切な避難勧告等の判断を促す基準を整備する。
- 毎年、避難勧告の判断に関する専門機関との連絡体制を確認し、改善する。

第2項 避難勧告等の伝達に係る必要事項の整備

1 避難勧告等の伝達内容の整備と周知

市は、避難勧告等の発令に当たり正確な情報が迅速に伝わるよう、避難が必要な理由、対象地域の範囲、時期、求められる避難行動等の必要な伝達事項をあらかじめ定めるとともに、避難勧告等の判断・伝達のマニュアルとして整備する。

また、避難勧告等の対象となる避難行動として、指定緊急避難場所への移動のほか、公園や他の建物等の安全な場所への移動、近隣の高い建物への移動、建物内の安全な場所での退避などがあり、状況に応じた適切な避難行動をとる必要があることを、市民に対しあらかじめ周知するなど普及啓発する。

2 要配慮者の特性に配慮した避難情報の伝達

市は、避難行動要支援者をはじめとする要配慮者等、特に避難行動に時間を要する者に対し、早めの段階での避難行動の開始を求める必要がある。

このため、避難勧告・避難指示の前段階として、避難準備情報を明確に位置づけ、災害事象ごとに、避難すべき区域や伝達事項、伝達方法を明確にした避難準備情報の伝達に関するマニュアルを整備する。

なお、避難行動要支援者の避難支援については、第8章「要配慮者のための環境整備」を参照のこと。

【達成目標】

- 災害事象に応じた的確な発令が迅速に伝達できるよう、避難勧告等判断基準・伝達マニュアルに反映する。

第3項 避難勧告等の伝達手段の整備

市は、避難勧告等を発令した際の伝達手段等を定め、確実に運用するための体制を整備する。その際、夜間に避難勧告等を発令した場合の伝達手段や視聴覚障害者等の要配慮者への伝達体制についても定めておく。

また、地域住民に周知徹底するため、市による伝達だけでなく、警察、自衛隊、海上保安部、放送局等の協力による伝達体制を整備しておく。

【達成目標】

- 迅速、確実に伝達するため、市民のおかれた状況に配慮した様々な伝達手段を確保する。
- 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設との連絡体制を毎年確認し、災害時の情報伝達体制を整える。
- FMわっしょいの周波数変更に対応できるよう、平成27年度の梅雨期までに防災ラジオを再配布し、継続した伝達体制を確保する。
- 聴覚障害者等の要配慮者に対しては、広報伝達を確保するため、各団体と協議し、伝達手段について取り決める。

第2節 避難体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第60条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、総務課、河川港湾課、高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部

主な担当関係機関 : 医療機関、私立学校、県立学校、幼稚園、福祉関係施設

災害時に迅速かつ安全に避難するため、地域や事業所ごとに避難体制や避難経路等をあらかじめ定め、地域住民相互の連携による避難体制を整備するとともに、日頃から市民に対し避難場所や避難路、避難方法等について周知徹底を図る。

なお、避難体制の検討に当たっては、要配慮者に配慮するよう努める。

また、的確な避難誘導・避難行動を行うため、防災関係機関や自主防災組織等と連携した訓練等の実施を通じて避難体制を確立する。

現状と課題

市では、自主防災組織、自治会、事業所等が行う自主防災活動への支援や、消防の査察・指導を通じ、避難体制の強化を図っているが、「屋内での待機等の安全確保（垂直避難）」についての周知等は今後の課題になっている。

また、災害に備えて取り組まれている避難訓練について、市内小・中学校では、火災を想定した避難訓練を全ての学校で実施しており、地震・浸水等の災害を想定した避難訓練についても、多くの学校で実施している。今後は、地域と連携した災害対応訓練が必要である。

基本方針

- 早期避難につながるよう、災害を想定した避難訓練を継続して確実に実施する。
- 防災マップ等の配布等により、土砂災害警戒区域等を啓発する。
- 学校や福祉施設等において、避難計画（避難マニュアル）を整備し、訓練を実施する。
- 広域避難の対応ができるよう、あらかじめ備えておく。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難体制の整備

円滑かつ安全な避難が確実に実施されるよう、避難の際に配慮が必要な者の特性を十分に考慮し、関係者等と調整の上、あらかじめ次の事項について定め、避難の体制を整備しておく。

なお、避難行動要支援者の避難支援については、第8章「要配慮者のための環境整備」を参照のこと。

- ◆ 誘導責任者及び協力者の選定
- ◆ 避難経路の選定
- ◆ 避難の順位の設定
- ◆ 避難時の主な携帯品の設定

資料編 [避難体制]

● 2-12-1 主な避難体制の整備事項

【達成目標】

- 自治会、自主防災組織等に対し、避難誘導への協力を求めるとともに、自主防災組織等の避難計画や活動マニュアル等に避難体制等を明記する。
- 防災マップ等や市広報紙、出前講座などで、地域住民に対し、あらかじめ指定緊急避難場所等への避難経路等を確認し、災害に備えるよう啓発する。
- 要配慮者支援担当部署を中心とした連絡会議を毎年開催する。
- 自主防災組織と連携し、避難行動要支援者を含めた要配慮者の避難訓練等を実施する。
- 市民に対し、日頃から災害時の携帯品等について準備・確認しておくよう、様々な機会を捉え広報・啓発する。

第2項 特別な区域における避難体制の整備

1 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域

県知事は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号。以下「土砂災害防止法」という。）の規定に基づき、土砂災害警戒区域（以下「警戒区域」という。）及び土砂災害特別警戒区域を指定している。

(1) 土砂災害警戒区域

急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知及び警戒避難体制の整備が行われる。

(2) 土砂災害特別警戒区域

警戒区域のうち、急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生じるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。

市は、警戒区域の避難体制について、次の事項を定める（土砂災害防止法第7条）。

- ◆ 警戒区域内における警戒避難体制の整備
- ◆ 警戒区域内の要配慮者利用施設の警戒避難体制の整備
- ◆ 住民等への周知

資料編 [災害危険区域]

● 2-13-1 土砂災害警戒区域の指定箇所一覧

資料編 [要配慮者関係]

● 2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設

※要配慮者利用施設：主として要配慮者が利用する施設であり、養護老人ホーム等の老人福祉施設、身体障害者更生施設、身体障害者療護施設等の身体障害者更生援護施設、知的障害者援護施設、助産施設・保育所・児童館等の児童福祉施設、病院等の医療施設及び支援学校等の学校等が想定される。

資料編 [避難体制]

● 2-12-2 土砂災害警戒区域における避難体制の整備

2 浸水想定区域

市は、水防法（昭和24年法律第193号）の規定に基づき、国土交通大臣又は県知事により指定された洪水予報河川若しくは水位周知河川における浸水想定区域ごとに、住民の円滑かつ迅速な避難を確保するため、次の事項を定める（水防法第14条・第15条）。

- ◆ 洪水予報等の伝達方法
- ◆ 避難場所その他洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保のための必要な措置
- ◆ 浸水想定区域内の防災上配慮が必要な施設における避難確保計画
- ◆ 住民等への周知

資料編 [要配慮者関係]

- 2-14-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）
- 2-14-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川、柳川）

資料編 [避難体制]

- 2-12-3 浸水想定区域における避難体制の整備

【達成目標】

- 市民に防災マップ（土砂災害編）を配布し、土砂災害時の情報伝達方法、急傾斜地での避難場所、その他警戒区域における警戒避難の確保等について周知を図る。
- 各公民館や郵便局等に防災マップ（土砂災害編）を掲示し、市民への周知を図る。
- 市民に防災マップ等を配布し、洪水予報等の伝達方法、避難場所、その他洪水時における警戒避難の確保等について周知を図る。

第3項 学校その他防災上重要な施設の避難計画の整備

学校、病院その他多数の者を収容する施設、福祉関係施設管理者等は、次の事項に留意し、市、県、防災関係機関等と協議の上、あらかじめ避難計画（避難マニュアル）を作成し、関係職員等に周知徹底するとともに、訓練等を実施するなど、避難について万全を期するよう対策を行う。

学校及び幼児教育施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ それぞれの地域の特性等を考慮した避難場所、経路、時期及び誘導方法の設定 ◆ 指示伝達の方法、収容施設の確保、保健衛生等に関する事項の設定
病院	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 患者を他の医療機関又は安全な場所へ避難させる場合の収容施設の確保、移送の方法、保健衛生等に関する事項の設定 ◆ 施設間の協定締結の推進
福祉関係施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 入所者に対する避難の指示伝達、職員の分担、移送、介護等に関する事項の設定 ◆ 施設間の協定締結の推進
その他防災上重要な施設	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所、経路、誘導責任者、指示伝達方法等に関する事項

【達成目標】

- 学校、幼児教育施設、病院及び福祉関係施設に対し、避難計画（避難マニュアル）の策定状況を確認するとともに、訓練等の実施を踏まえ、必要に応じて避難計画（避難マニュアル）の見直しをするよう啓発する。

第4項 広域避難体制の整備

市は、大規模広域災害時に円滑な広域避難が可能となるよう、他の地方公共団体との広域一時滞在にかかる応援協定の締結を進めるとともに、広域避難の際に被災者が円滑に移動できるよう、運送事業者等との協定の締結を図る。また、具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努める。

なお、避難場所等での生活が極めて困難な要配慮者については、あらかじめ、公的宿泊施設や公営住宅、社会福祉施設等に対し、協力を要請し、連携体制を整備しておく。また、市有施設の中から、あらかじめ広域避難者受入れ可能な施設を把握しておく。

また、その他必要事項については、県及び近隣市町と平素から協議しておく。

【達成目標】

○運送事業者等と被災者の輸送に関する協議をし、協定の締結等災害時に備えた体制を構築する。

第3節 避難場所等の指定及び整備

主な関係法令 : 災害対策基本法第60条、第49条の4、第49条の7

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、総務課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉課、教育委員会（学校教育課・教育総務課・生涯学習課）

市は、地震・津波・洪水・高潮・土砂災害等による被害のおそれのある地域の住民に、日常から指定緊急避難場所及び指定避難所（以下「避難場所等」という。）並びに避難路を周知し、個人の避難行動が容易となるよう啓発する。

また、避難場所等の指定については、あらかじめ施設管理者の同意を得た上で指定する。

現状と課題

本市では、避難場所等については、公民館、小・中学校、福祉センター等を中心に災対法の基準等に基づき、指定を進めている。今後は、地域ごとのバランスを考慮するなど、引き続き避難場所等の指定を推進していく必要がある。併せて、社会福祉施設等との協議を進め、避難生活に特別な配慮が必要となる者（高齢者、障害者、妊産婦など）が一定期間避難する福祉避難所の指定を推進する必要がある。

基本方針

- 災害の状況や地域の実情に合わせた、適正な避難場所等の指定を行う。
- 福祉避難所の指定を行うとともに、円滑な開設、運営等が可能となるよう環境を整備する。
- 男女共同参画の視点や要配慮者への配慮等を反映した避難所運営マニュアルを整備するとともに、開設・運営訓練等を実施する。
- 避難場所等における避難生活を支援するため、通信機器等の通信手段の確保や、避難場所等ごとの食料、飲料水、生活必需品、暖房等の備蓄を整備する。
- 甚大な災害等により避難生活が中長期に及ぶことも想定し、指定避難所ごとに食料、飲料水等の備蓄を推進する。なお、女性、乳幼児、高齢者等に配慮したものとする。
- 地区一時避難場所と市との連絡体制などをマニュアル化しておく。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難場所等の指定及び周知

1 避難場所等の指定

(1) 指定緊急避難場所、指定避難所の指定

市は、災害の種類ごとに、切迫した災害の危険から逃れるため一時的に収容し、保護する施設として指定緊急避難場所を、また、被災者を一時的に滞在させ被災者の生活の場とするための施設として指定避難所を、それぞれ指定する。その際、警戒区域外の施設を指定するものとする。

避難場所等の対象地域の区分けは、自治会や小学校区単位等を原則とするが、主要道路、鉄道、河川等を横断しないよう留意し、各地域住民の歩行距離や危険負担がなるべく均等となる

よう配慮する。

なお、避難人口は、夜間人口を想定する。

また、避難場所等の指定の際には、他の市町村からの被災者受入れも想定し、受入施設をあらかじめ決定しておくよう努める。

資料編 [避難場所等]

- 2-15-1 避難場所等の指定基準等
- 2-15-2 避難場所等

(2) 福祉避難所の指定

市は、一般の避難所では生活に支障があり、特別な配慮を必要とする人を受け入れる2次避難所としての福祉避難所の指定を進め、協定の締結に努める。

なお、福祉避難所の指定については、第8章第3節第2項「福祉避難所の指定等」を参照のこと。

(3) 孤立が予想される地域の避難施設の検討

市は、離島や災害の状況により孤立が想定される地域に関しては、集団避難施設等を事前に検討しておく。

(4) 地区一時避難場所の整備

市は、市が指定する指定緊急避難場所までは遠いなどの理由から、まずは近くで安全を確保するために自治会や自主防災組織等が定める一時的な避難場所（以下「地区一時避難場所」という。）の届出等についてルールを定めるとともに、自主的な避難時や市災害対策本部設置時における市との連絡体制等について、マニュアル等を整備する。

2 避難場所等の周知

市は、指定緊急避難場所等の種類や位置、避難に関する事項などを、次の方法等により市民等へ周知する。

- ◆ 市広報紙等への掲載
- ◆ 市ホームページへの掲載
- ◆ 防災ファイル・防災マップ等への掲載
- ◆ 説明会の開催
- ◆ 出前講座等の際に周知

なお、災害時に、避難場所等の周知が迅速かつ的確に行えるよう、あらかじめ広報体制を整備する。また、市民への広報体制については、第3章第2節第3項を参照のこと。

【達成目標】

- 自治会や自主防災組織等に対し、避難場所等についての説明会等を開催するとともに、地区一時避難場所の指定などを積極的に促す。
- 避難場所等を市民に周知するため、市広報紙、防災マップ等、防災出前講座等により啓発する。
- 市は、地区一時避難場所開設時の市との連絡体制や市災害対策本部設置時の対応などのマニュアルを作成し、地区一時避難場所届出自治会等に配布する。

第2項 避難場所等の運営管理体制の整備

1 避難場所等となる施設管理者との事前協議

避難場所等の施設管理者とあらかじめ協議し、使用に当たっての協定等を取り交わしておくとともに、災害発生に備え、連絡方法及び連絡事項について定めておく。また、管理責任者をあらかじめ決めておく。

2 避難場所等の整備

市は、災害時の避難場所等の機能を確保するため、施設管理者と連携して、施設・設備についての整備計画を策定し、計画的に整備を進める。

施設・設備の整備においては、男女共同参画の視点での対策の検討や、要配慮者の特性を十分に考慮した対策となるよう配慮する。

安全確保の対策	◆ 防火対策、耐震対策、落下・転倒対策、浸水対策等
環境の整備	◆ 空調、照明、防音等 ◆ 電源・燃料の多重化、非常用電源の配備等
施設・設備の整備	◆ 貯水槽、井戸、仮設トイレ、シャワー、マット、パーティション等
情報機器等の整備	◆ 通信機器、テレビ、ラジオ、パソコン、情報LAN等

3 避難場所等台帳（カルテ）の整備

市は、選定した避難場所等について、あらかじめ指定条件、収容人数、建物図面、位置図等所要事項を記載した台帳（カルテ）を整備しておく。

4 避難所運営マニュアルの作成

市は、避難場所等の運営を円滑に実施するため、避難場所等の開設や運営に関するマニュアル（以下「避難所運営マニュアル」という。）を作成する。その際、避難所運営責任者に男性・女性双方を配置するなど男女共同参画の視点を反映するとともに、女性、子育て家庭、障害者、高齢者等に配慮した避難所運営について規定するよう努める。

資料編 [避難場所等]

- 2-15-3 避難所運営マニュアルに定めるべき主な事項

なお、福祉避難所についても施設管理者主体で開設・運営できるよう、福祉避難所運営マニュアルを作成する。

5 避難所運営体制の整備

市は、地域団体、施設管理者と連携し、避難所運営マニュアルに基づいた訓練等を行い、随時見直しを図るなど、平常時から避難所の開設・運営体制の整備に努める。

6 指定避難所における備蓄対策の推進

(1) 備蓄計画の策定

食料品・飲料水等や常備薬、炊き出し用具、毛布等の生活必需品などのうち、避難生活に必要な物資として市が備蓄する品目等を定めた備蓄計画を策定し、随時更新を図る。この際、男

女共同参画の視点や、要配慮者の特性に十分考慮した計画となるよう配慮する。

(2) 備蓄場所の整備

小・中学校においては、防災倉庫を活用し、避難場所等開設時に必要な物品や生活用品等を中心に備蓄を推進する。公民館等他の避難場所等においても、備蓄場所の確保に努め、備蓄を計画的に進める。併せて家庭や事業所等における備蓄を促していく。

なお、食料・飲料水等については保管状態も考慮し、空き教室や倉庫などの備蓄場所を確保するなど、備蓄環境を整える。

また、物資の供給体制についての詳細は、第10章を参照のこと。

(3) 家庭等の備蓄の推進

家庭や事業所に対し、最低限3日分の食料、飲料水等（ペット等がいる家庭はペット用の餌等も）の備蓄の推進を啓発する。

【達成目標】

- 自治会、自主防災組織等に対し、避難所開設や運営の協力を促進するため、説明会を開催する。
- 避難所運営マニュアルを作成する。
- 避難所運営マニュアルに基づき、地域団体主体の避難所開設・運営訓練を実施する。
- 福祉避難所運営マニュアルを基に、毎年1回、施設研修会、模擬訓練等を開催する。
- 指定避難所（福祉避難所を含む）については、定期的に備蓄調査を実施する。
- 各小・中学校における食料・飲料水等の備蓄場所の検討を進め、備蓄計画に反映させる。
- 公民館や福祉センター等避難場所等になっている施設所管課は、備蓄場所の確保に努める。
- 協定事業者と流通備蓄についての協議を進める。
- 防災ファイル、市広報紙、出前講座等を通じて、各家庭や事業所に対し、最低限3日分の食料、飲料水等（ペット等がいる家庭はペット用の餌等も）の備蓄をすることについて啓発する。

第8章 要配慮者のための環境整備

第1節 要配慮者支援体制の整備

主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、
防災危機管理課、消防本部

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、中央児童相談所

要配慮者は、災害発生時にはその行動等に多くの困難が伴い、さらに避難生活では厳しい環境下に置かれるなど、特に支援が必要となる。

要配慮者の特性に十分考慮した防災対策を推進し、安全確保体制を整備するため、社会福祉施設等での防災対策を進めるとともに、在宅要配慮者の支援体制づくり、防災知識の普及啓発、福祉避難所の確保対策等を推進する。

現状と課題

市内の社会福祉施設の中には、土砂災害警戒区域内や浸水警戒区域内にあるものもあり、災害時における避難等のマニュアル整備や実地訓練等が必要である。

また、在宅要配慮者への対応については、自主防災を基本とし、本人や家族でできることは本人や家族で、地域でできることは地域で、それでもできないことは行政が担うという原則ではあるもの、要配慮者は周囲の人の支援が必要なことが多くあり、また、支援の程度は千差万別であることから、家族、地域、関係団体及び行政が緊密に連携して支援していくことが重要となる。今後は、要配慮者の個人の特徴を支援者が把握した上で支援体制を構築する必要がある。

基本方針

- 社会福祉施設間においては、災害時の相互協力体制の整備を支援する。
- 関係機関と連携し、在宅要配慮者を支援する体制を構築する。

具体的な取組と達成目標

第1項 施設における要配慮者支援体制の整備

1 施設における要配慮者の支援に係る連携・協力体制の整備

市は、社会福祉施設、病院等の管理者に対し、災害時における高齢者、障害者等の入所者、入院患者等の安全確保に係る体制の整備等、次のような取組の実施に努めるよう指導する。

計画策定等体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 職員の役割分担、動員計画、緊急連絡体制等を明確にした施設内防災計画（防災マニュアル）を作成する。 ◆ 夜間や休日における消防機関等への緊急通報や入所者の避難誘導に十分配慮した体制を整備する。
普及啓発・訓練	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市、施設相互間、自主防災組織、近隣住民等との連携による安全確保に関する協力体制づくりに努め、防災意識の高揚を図る。 ◆ 職員や入所・入院者に対する防災教育、防災訓練等を定期的実施する。
危険地域の施設の対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 洪水、高潮、土砂災害等による被害のおそれのある地域にある施設の管理者は、入所者の避難に相当の要員と時間を要することを考慮し、安全な場所の確保、避難への近隣住民の協力をあらかじめ得る等の対策を進める。

また、市は、施設と自治会や事業所防災組織等との連携・協力体制の整備を支援するため、防災共助マップ作成等の研修・訓練の実施支援、協力の呼びかけや連絡協議会の設置など、各種調整を行う。

2 施設・設備等の整備

市は、要配慮者利用施設の耐震化や、土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設の土砂災害防止等の安全化対策を進める。また、社会福祉施設、病院等の管理者に対し、災害時も入所・入院者等へのサービスを継続し、緊急受入れにも対応できるよう、施設・設備の整備、緊急受入れ体制の整備等の対策を指導する。

安全化対策	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設・設備の耐震、土砂災害防止等の安全化対策を進める。
備蓄の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 食料、飲料水、生活必需物資等の備蓄に努める。 ◆ 災害により新たに援護、治療等を必要とする者に対する緊急受入その他のサービスを実施するため、救急用の資材や救急薬品、生活支援のための物資の備蓄に努める。
設備等の整備	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 消防機関等への緊急通報設備や入院・入所者の避難誘導設備、防災資機材等の点検・整備を進める。

3 情報伝達体制の整備

市は、要配慮者利用施設への災害情報の確実な伝達に向け、同報系防災行政無線、防災ラジオ及び市メールサービスの配信などの情報伝達手段の整備を進める。特に、土砂災害警戒区域等に立地する入所・入院施設に対し迅速な情報伝達が行えるよう、情報伝達体制の強化に努める。

また、施設との交信手段の取り決め等、各施設と市との連絡体制の整備を図る。

【達成目標】

○災害時における施設間の相互協力を促進するため、社会福祉施設間や病院間における相互協力協定の締結を促進する。

第2項 地域における要配慮者支援体制の整備

1 要配慮者の事前把握

市は、災害時に特段の配慮を必要とする要配慮者の事前把握に努める。

また、要配慮者の特性に応じた必要な支援内容の把握に努めるとともに、避難に際しての支援の必要性や地域の特性を考慮した把握を進める。

2 在宅の要配慮者の支援に係る協力体制の整備

市は、在宅の要配慮者に対する情報伝達、避難誘導、救助、見守り活動等の支援を確実かつ円滑に実施するため、次の事項に留意して、体制の整備に努める。

- ◆ 社会福祉協議会、ボランティア等との連携体制の整備・強化を図る。
- ◆ 地域住民、自主防災組織、関係団体、福祉事業者等の協力を得て、災害情報の伝達、避難誘導、救出・救護の実施、協力等が行える体制の整備に努める。
- ◆ 洪水、高潮、土砂災害等のおそれのある地域の在宅の要配慮者の避難については、迅速な避難誘導等の協力が得られるよう、地域住民、自主防災組織等と連携した支援体制の整備に努める。

3 要配慮者の特性に配慮した情報伝達体制の整備

市は、次の事項に留意し、情報伝達体制の強化に努める。

- ◆ 迅速な避難を支援するため、同報系防災行政無線、市メールサービス、FAX、電話、防災ラジオ等により要配慮者の特性に配慮した様々な形態による防災情報伝達手段の整備に努める。
- ◆ 災害救助や要配慮者に対する支援業務を適切に行うため、職員の確保や業務分担の確認等を行う。
- ◆ 山口健康福祉センター、中央児童相談所等の相談機関、保健福祉サービス事業者等との連絡・連携体制を整備する。
- ◆ 避難行動に時間を要する要配慮者に対し、早めの段階で避難行動の開始を求める「避難準備情報」を発令するための基準策定をする。

4 要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発

市は、要配慮者及びその支援者等に対する防災知識の普及啓発に努める。

住民に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 高齢者、障害者及びその家族等に対し、以下の事項等を分かりやすい広報資料、パンフレット等により広報する。 <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害の基礎知識 ・ 災害発生時の避難行動及び安否確認方法 ・ 消火器の設置 ・ 住宅用火災警報器の設置 ・ 家具の転倒防止措置等
地域における普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 地域における要配慮者支援の取組を促すため、防災研修会、防災に関するイベント等を開催し、要配慮者の支援方法等の普及啓発に努める。
施設管理者に対する普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 施設の職員や入所者に対し、災害に対する基礎的な知識や災害時にとるべき行動等について定期的に防災教育を実施する等の防災活動への支援を行う。

外国人に対する
普及啓発

- ◆ 災害に関する知識が乏しい、地理に不案内、日本語の理解が不十分等の状況に配慮し、外国語の防災関連パンフレットの作成、避難所看板等への外国語の付記等の対策を進める。

5 防災機器等の設置促進

市は、在宅のひとり暮らし高齢者、重度障害者等が、災害時においても緊急に連絡でき、安全の確保が図られるよう、緊急通報機器の普及を進めるとともに、災害時における出火を防止するため、火災警報器、電磁調理器、簡易自動消火装置等の設置促進に努める。

また、耳や言葉の不自由な方が緊急時に通報できる「緊急通報 web119」の普及・啓発をし、さらに聴覚障害者等への災害情報の伝達を効果的に行うため、文字放送受信装置の普及にも努める。

【達成目標】

- 各地区の自主防災組織等と連携し避難訓練を実施することで、要配慮者への具体的な支援内容を確認する。
- 関係機関、団体と協議する場を設け、連携体制を構築して要配慮者支援ガイドラインを作成する。

第2節 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

- 主な関係法令 : 災害対策基本法 第49条の10
防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例 第4条、第5条
- 主な担当関係部署 : 高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、
防災危機管理課
- 主な担当関係機関 : 山口健康福祉センター

市は、在宅の要配慮者のうち、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合に自ら避難することが困難な者であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため特に支援を要する者(以下「避難行動要支援者」という。)の把握に努め、その生命又は身体を災害から保護するために必要な避難の支援、安否の確認その他の措置(以下「避難支援等」という。)を実施するための基礎となる名簿(以下「避難行動要支援者名簿」という。)を作成し、要配慮者支援ガイドラインを作成する。また、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者(以下「避難支援等関係者」という。)と連携し、避難支援体制を構築する。

現状と課題

市では、避難行動要支援者の把握に努め、名簿の作成及び管理に取り組んでおり、災対法に基づき、避難支援等関係者へ提供する名簿を作成している。

また、この名簿を活用して、避難行動要支援者の避難支援等の個別支援計画を策定する必要がある。

基本方針

- 円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、避難行動要支援者の特徴や状況把握を行い、要配慮者支援ガイドラインを作成する。
- 避難行動要支援者名簿の作成及び避難支援等関係者への周知を図る。

資料編 [条例等]

- 2-4-5 平常時における防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例

具体的な取組と達成目標

第1項 避難行動要支援者の避難支援計画の作成

1 避難行動要支援者名簿へ登録する要配慮者の把握

市は、避難行動要支援者に該当する者を把握するため、関係部課で把握している情報を集約するよう努める。また、難病患者に係る情報等、市で把握していない情報のうち、避難行動要支援者名簿の作成のために必要があると認められる情報については、県等に対し、情報提供を積極的に求め、取得する。

2 全体計画の作成

市は、地域における避難行動要支援者を支援する体制の整備に努めるとともに、避難行動要支援者の迅速な避難を支援するため、自治会、自主防災組織、社会福祉協議会、民生委員・児童委員等

との連携の下に、平常時からの情報伝達体制の整備、避難行動要支援者に関する情報の把握・共有、円滑な避難支援に向けた連絡・連携体制の整備等を詳細に規定した要配慮者支援ガイドラインを作成する。

3 避難行動要支援者の範囲の設定

避難行動要支援者名簿に登載する者の範囲は、生活の基盤が自宅にある者のうち、以下の要件に該当する者とする。

要介護者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要介護3～5の認定を受けている者 ◆ 要介護1、2の認定を受けている者で本人等から申し出のあった者
障害者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 身体障害者手帳1～3級の交付を受けている者 ◆ 療育手帳の重度(A)の判定を受けている者 ◆ 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている者 ◆ 障害を理由とする公的年金の1級を受けている者 ◆ 特別児童扶養手当の1級又は特別障害者手当を受けている者
難病患者	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 難病患者のうち、特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者 ◆ 難病患者のうち、小児慢性特定疾患医療受給者であって重症認定を受けている者
その他	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 乳幼児で保護者等から申し出のあった者 ◆ 妊産婦で本人等から申し出のあった者 ◆ 外国人で本人等から申し出のあった者 ◆ 上記以外で市長又は避難支援等関係者が避難支援等の必要を認めた者

4 避難行動要支援者名簿の作成

避難行動要支援者の対象範囲に基づき、避難行動要支援者名簿を作成する。避難行動要支援者名簿には、避難行動要支援者に関する次に掲げる事項を記載し、又は記録する。

<ul style="list-style-type: none"> ◆ 氏名 ◆ 生年月日 ◆ 性別 ◆ 住所又は居所 ◆ 電話番号その他の連絡先 ◆ 避難支援等を必要とする事由 ◆ 上記に掲げるもののほか、避難支援等の実施に関し市長が必要と認める事項

5 避難行動要支援者名簿の更新及び情報管理

市は、地域における避難行動要支援者の居住状況や避難支援を必要とする事由を適切に反映したものとなるよう、住民の転入・転出、介護認定、身体障害者手帳等の事務を通じて避難行動要支援者名簿を定期的に更新し、名簿情報を最新の状態に保つ。また、避難行動要支援者の避難支援に必要となる事項に変化が生じた時は速やかに更新し、その情報を市及び関係者間で共有する。

なお、名簿管理の際は、データベース化やバックアップなど適切な管理を行えるよう整備を図るとともに、災害時の停電を考慮し、安全に配慮した紙媒体での保管も行う。

6 個別支援計画の作成

市は、迅速で円滑な避難を実現するため、要配慮者支援ガイドラインを基に避難行動要支援者の個別支援計画を作成できるよう、個別支援計画の作成について避難支援等関係者への支援を行う。なお、個別支援計画で定めるとおりの避難行動支援ができない状況も起こり得ることから、あらか

じめ避難行動要支援者と避難支援者が共通認識を持つよう促す。

7 申し出がない要配慮者への支援

避難行動要支援者名簿への登録の申し出がない妊産婦や乳幼児等は短期間で状態が変化し人の入れ替わりが頻繁で、避難行動要支援者名簿に掲載されないことが考えられることから、その事前把握の方法を検討するとともに、避難に時間と支援を要することが多いことを考慮し、優先的な避難等の実施など、安全確保対策を検討する。

【達成目標】

○避難行動要支援者の把握のため、外部の関係機関から情報提供を受け、平成26年度中に避難行動要支援者名簿を作成する。

第2項 避難行動要支援者の避難支援体制の整備

1 避難行動要支援者名簿の提供

市は、災害の発生に備え、避難支援等の実施に必要な限度で、避難支援等の実施に携わる関係者（以下「避難支援等関係者」という。）に対し、避難行動要支援者本人等の同意を得た上で、事前に避難行動要支援者名簿の提供を行い、災害発生後の迅速な避難支援・安否確認の実施体制の充実を図る。

なお、平成27年4月1日からは、防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例（平成26年防府市条例第32号）に基づき、名簿情報の提供について拒否の申し出をした者以外の避難行動要支援者名簿の提供をするものとする。

避難支援等関係者	<ul style="list-style-type: none">◆ 防府市消防本部◆ 山口県警察◆ 民生委員・児童委員◆ 防府市社会福祉協議会◆ 自主防災組織及び自治会◆ その他避難支援等の実施に携わる関係者
----------	-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

2 災害発生時における避難行動要支援者名簿の提供体制の整備

市は、災害時に避難行動要支援者の安否確認及び避難支援を速やかに実施するため、災害後に限り必要と認められる住民へ避難行動要支援者名簿を提供できることを踏まえ、あらかじめその提供方法等を検討し、体制の整備を行う。

3 避難支援等関係者名簿の提供に関する情報漏えいの防止

避難行動要支援者名簿の提供に際しては、避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、市は、次に掲げる措置を講ずる。

- ◆ 当該避難行動要支援者を担当する地域の避難支援等関係者に限り提供する。
- ◆ 災害対策基本法に基づき避難支援等関係者個人に守秘義務が課せられていることを十分に説明する。
- ◆ 避難行動要支援者名簿は、施錠可能な場所へ保管するなど、厳重なる保管を行うよう指導する。
- ◆ 避難行動要支援者名簿を必要以上に複製しないよう指導する。
- ◆ 避難行動要支援者名簿の提供先が個人ではなく団体である場合には、その団体内部で避難行動要支援者名簿を取扱う者を限定するよう指導する。
- ◆ 個人情報 の適正管理について、避難支援等関係者と協定を締結する。

4 迅速な避難行動を促すため情報伝達体制の整備

市は、避難勧告等の発令等を確実に避難行動要支援者や避難支援等関係者に伝え、迅速な避難行動に結びつけるため、避難情報の連絡体制や伝達体制の整備を図る。なお、情報伝達に当たっては、避難行動要支援者の特性に配慮し確実に情報内容が伝達されるよう、その手段や内容に留意して整備する。

5 避難支援等関係者の安全行動に向けた思想の普及・浸透

市は、災害時に避難行動要支援者の避難支援において、避難支援等関係者の安全確保が図られるよう、あらかじめ避難支援等関係者に対し、災害時の自身の生命及び身体の安全の確保を前提とする行動等災害時の安全行動に向けた思想の普及・浸透を図る。同時に、避難行動要支援者に対し、「避難支援等関係者は全力で助けようとするが、助けられない可能性もあること」も含め、避難支援について正しく理解してもらうよう周知に努める。

6 避難支援体制の強化

市は、円滑かつ適切な避難支援を行えるよう、避難行動要支援者名簿を活用した安否確認や避難支援体制の訓練を行うなど、支援体制の強化に努める。

【達成目標】

- 市と個人情報に関する協定を締結した避難支援等関係者への避難行動要支援者名簿情報を平成27年度中に提供する。
- 避難支援等関係者が適切な情報管理を図るよう、避難支援等関係者を指導する。

第3節 要配慮者に対する避難生活支援体制の整備

主な関係法令 : 災害対策基本法 第49条の11、第49条の12、第49条の13

主な担当関係部署 : 高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、
防災危機管理課

主な担当関係機関 : 山口県看護協会

要配慮者に配慮し避難場所等においては福祉避難室等の設置等の対応が求められるが、通常の避難所で生活が困難な要配慮者が安心して生活を送ることができるよう、福祉避難所の指定・整備を図り生活の場を確保するとともに、要配慮者の特性に配慮したきめ細やかな支援を行うため、関係者との連携・協力体制の強化に努める。

現状と課題

要配慮者は、災害時には避難場所等に一旦は避難することになるが、要配慮者にとって厳しい環境となる避難場所等の生活に配慮し、あらかじめ福祉避難所を指定し、避難場所等での生活が困難な要配慮者等の生活の場の確保や支援体制の整備に努める必要がある。

市は、社会福祉施設の内3施設を福祉避難所として指定しているが、市内全域にわたる要配慮者の避難生活への支援としては、まだ不足しているのが現状である。

基本方針

- 福祉関係団体と連携し、障害者支援施設、介護保険施設等の福祉避難所の指定を推進する。
- 福祉関係団体と自主防災組織が合同で要配慮者支援のための避難所運営を検討する機会を設ける。

具体的な取組と達成目標

第1項 避難場所等における要配慮者への配慮

指定避難所においては、福祉避難室等のスペース確保など、要配慮者に配慮した避難所運営ができるよう環境整備を推進する。

また、要配慮者の特性に十分考慮した備蓄の推進を図る。

第2項 福祉避難所の指定等

市は、要配慮者が相談等の必要な生活支援を受けられるなど、安心して生活できる体制を整備した福祉避難所の指定を推進する。

社会福祉施設等を福祉避難所として指定する場合は、必要な物品、費用負担、介助者や相談員等の配置や派遣などについてあらかじめ施設管理者と協議をしておくとともに、看護・福祉関係団体、福祉事業所、医療機関等と連携を図る。

なお、福祉避難所を指定した場合には、要配慮者やその家族等に対し周知を図る。

また、社会福祉施設、病院等の入所・入院施設が避難する際の施設の避難先については、施設間協定の促進等により対応する。

【達成目標】

○市内に10か所程度福祉避難所を指定し、協定を締結する。

第3項 支援関係者との連携・協力体制の強化

避難場所等における高齢者、障害者等の生活の場の確保対策として、宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等との連携体制を整備しておくとともに、近隣市の施設についてもその活用が図られるよう連携の強化に努める。

また、避難場所等における高齢者、障害者等の食事の介助や生活援助物資の供給などの支援体制を確保するため、福祉関係団体、ボランティア等との連携・協力体制の整備に努める。

第4項 避難所等における要配慮者への援護体制の整備

市は、避難所の開設・運営等の防災訓練を通じ、自治会、自主防災組織等と連携して住民の助け合いによる要配慮者の援護体制の整備を図る。

また、災害発生後に福祉避難所の開設が必要な場合に迅速に対応が可能となるよう、施設管理者等と連携した援護体制を整備する。この際、福祉関係団体、ボランティア等と連携した福祉避難所の運営体制の整備を図る。

さらに、災害発生後に応急仮設住宅等が建設された場合を想定し、福祉関係団体やボランティア等と連携した、要配慮者の入居実態把握、見守り運動の推進等の体制を整備する。

【達成目標】

- 市、施設管理者、福祉関係団体等合同で要配慮者支援のための避難所運営を検討する機会を設ける。
- 要配慮者が参加する避難所開設・運営訓練を実施する。

第8章 避 難

第1節 避難勧告等の発令

主な関係法令 : 災害対策基本法第56条第1項、第2項、第60条、第61条の2、第63条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、総務課、情報統計課（広報班）、
市民活動推進課（出張所班）、高齢福祉課、障害福祉課、
子育て支援課、教育委員会（学校教育課）、消防本部

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、市民一人ひとりが自らの判断で、いのちを守るための避難行動をとることができるよう、速やかに避難勧告等の発令を行う。

活動方針

- 市民の生命と安全を確保するため、気象や災害の状況に応じ、適時適切な避難勧告等を発令する。
- 避難勧告等を発令した場合は、速やかに県等の防災関係機関や市民、学校、福祉施設等へ連絡・通知する。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難勧告等の発令							

具体的な活動内容

第1項 避難勧告等の発令

1 避難勧告等の情報の種類

避難勧告等の種類について、概要を以下に示す。

なお、土砂災害（土石流、がけ崩れ並びに地すべり）、河川洪水及び高潮に関する詳細な災害別の判断基準、判断のフロー等の詳細については、資料編のとおりとする。

避難準備情報	◆ 災害発生の危険性が高まったときに市が発する避難勧告等の一つとして、避難勧告より前の段階で発令され、避難に時間を要する高齢者や障害者等に避難開始を、その他の人々に避難準備を求めるもの
避難勧告	◆ その地域の居住者等がその勧告を尊重することを期待して、避難のための立退きを勧める、又は屋内での安全な場所での退避を促すもの
避難指示	◆ 勧告よりも拘束力が強く、居住者等を避難のため立ち退かせる、又は屋内での安全な場所で退避させるためのもの ◆ ただし、指示に従わなかった者に対する直接強制権はない。

資料編 [避難勧告等]

● 2-11-2 避難勧告等の判断基準

2 避難勧告等の内容

避難勧告等の発令の際は、以下の事項を明示して行う。

避難対象地区	◆ 自治会単位を原則とする。
避難の理由	◆ 避難要因となった危険要素とその所在地、避難に要する時間等
避難先（避難方法）	◆ 安全な方向及び指定緊急避難場所の名称
その他	◆ 避難行動時の最小限の携帯品 ◆ 避難行動要支援者（要配慮者）の優先避難、介助の呼びかけ等

このうち、避難先（避難方法）については、平成25年の災対法の改正により、安全な場所へ移動する「立ち退き避難」だけでなく、「屋内での待避その他の屋内における避難のための安全確保」という行動形態が避難勧告等の対象となり、現在の避難方法には、以下の4つの形があることに留意する。

立ち退き避難	◆ 指定緊急避難場所への移動 ◆ 安全な場所への移動 ◆ 近隣の高い建物等への移動
屋内安全確保	◆ 建物内の安全な場所に留まり待避（立ち退き避難がかえって危険な場合）

3 避難勧告等の発令の判断

市長は、災害情報を速やかに収集し、あらかじめ定めた判断基準に基づき、避難勧告等の発令を決定する。発令の決定の際には、以下の事項に留意する。

発令のタイミング	◆ 避難行動要支援者を含む要配慮者に十分配慮し、避難の準備や移動に要する時間を考慮した立ち退き避難を想定して決定する。
避難の種別	◆ 避難場所への移動だけでなく屋内での安全確保措置も考慮し、災害状況及び市民の置かれた状況に応じた避難勧告等の種別を決定する。
専門機関への助言の求め	◆ 指定地方行政機関や県等に対し、積極的に助言を求め、助言があった場合は、重要な判断材料として扱う。

なお、避難勧告等の判断基準及び市民に求める避難行動についての詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [避難勧告等]

● 2-11-1 避難勧告等の発令の判断基準及び市民に求める行動（全般）

4 避難勧告等の伝達

市長は、市民に伝達する避難勧告等の内容を決定し、速やかに、防災行政無線（同報系）、市メールサービス、広報車、報道機関の協力等、あらゆる広報手段を通じ、市民に周知する。その際、情報の伝わりにくい要配慮者への伝達、豪雨時など情報が伝わりにくい状況での伝達、夜間の伝達等に配慮し、多様な伝達手段を活用して確実に情報を周知するよう努める。

特に、利用者が入所・入院する社会福祉施設、病院等に対しては、あらかじめ定めた情報伝達手段により、伝達の徹底を図る。

資料編 [避難勧告等]

- 3-10-1 避難の勧告・指示権者及び時期
- 3-10-2 避難勧告等に必要事項と伝達手段
- 3-10-3 避難準備情報及び勧告・指示等の伝達系統図

5 避難措置の報告及び通知

市長は、避難の勧告・指示等を発令した場合、次の要領にて通知・報告を行う。

発令者	報告する時期	報告先	根拠法令
市長	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 市長が、避難のための立ち退きの勧告又は指示を行ったとき（立ち退き先の指示を含む。）。 ◆ 警察官又は海上保安官が避難のための立ち退きを指示し、その旨を市長に通知したとき（立ち退き先の指示を含む。）。 ◆ 避難の必要がなくなったとき。 	知事 (県防災危機管理課及び厚政課)	災対法 第60条 第4項・第5項
水防管理者 (市長)	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難のための立ち退きを指示したとき。 	防府警察署長	水防法 第29条

資料編 [避難勧告等]

- 3-10-4 避難の措置に関する通知・報告の処理体系

6 避難勧告等の解除

避難の必要がなくなった場合、市長は、避難勧告等の解除を行う。伝達方法等は発令に準じる。
なお、避難勧告の解除に当たっては、十分に安全性を確認の上、総合的に判断する。

第2節 避難誘導

主な担当関係部署：防災危機管理課、情報統計課（広報班）、消防本部、消防団

主な担当関係機関：県、防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊

市は、避難勧告等が発令された場合、避難対象区域内の居住者等を安全に避難させるため、被害状況、想定される被害等を踏まえて避難先までの安全を確保し、消防本部、消防団、警察、自主防災組織等と協力して、避難誘導を行う。

活動方針

○避難勧告等が発令された場合は、警察・消防や自主防災組織等と連携し、安全な場所へ避難誘導を実施する。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難誘導							

具体的な活動内容

第1項 避難誘導

市は、避難勧告等が発令した場合、人命の安全を第一とし、警察署、消防本部、消防団、自主防災組織等の協力を得て、一定の地域又は自治会、事業所単位に集団の形成を図り、誘導員のもと、避難誘導を行う。誘導の際の留意事項を以下に示す。

なお、要配慮者（避難行動要支援者）の避難については、本編第9章「要配慮者の支援」を参照のこと。

情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 避難場所及び避難路や浸水区域、土砂災害警戒区域等の所在、災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努める。
避難誘導方法（優先順位）	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 空き地等の一時集合場所に避難者を集合させた後、あらかじめ定めている指定緊急避難場所に誘導することを原則とする。 ◆ 要配慮者及び妊産婦や乳幼児を連れた保護者は、避難に時間と支援を要することが多いため、優先して避難誘導する。
経路の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 出来るだけ危険な道路、橋、堤防その他新たに災害発生のおそれのある場所を避け、安全な経路を選定する。 ◆ 危険な地点には標示、なわ張りをを行うほか、状況により誘導員を配置し、安全を期する。 ◆ 浸水地帯では、船艇、ロープ等を使用して安全を期する。
誘導員の安全確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 誘導中は、避難誘導に携わる者の安全確保に十分配慮する。
徒歩以外の避難	<ul style="list-style-type: none"> ◆ 要配慮者の避難に際しては、避難路等の状況に応じて、車両、船艇等を活用するなど配慮する。 ◆ 交通孤立地区等が生じた場合、ヘリコプター、船舶による避難も検討し、必要に応じ県等他機関に応援を要請し、実施する。

第3節 警戒区域の設定

主な関係法令 : 災害対策基本法第63条

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、消防本部

主な担当関係機関 : 県、防府警察署、徳山海上保安部、自衛隊

災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、市長は、二次災害防止のため、警戒区域の設定を行う。

活動方針

○市民の生命又は身体に特に危険が迫っている場合は、警戒区域を設定し、立ち入りを制限する。

主な活動と実施期間

活動項目		災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	警戒区域の設定							

具体的な活動内容

第1項 警戒区域の設定

1 警戒区域の設定

市長若しくは委任を受けた職員は、災害が発生し、又はまさに発生しようとしている場合において、人の生命又は身体に対する危険を防止するため特に必要があると認めるときは、警戒区域を設定し、当該区域への立ち入りを制限し、若しくは禁止し、又は当該区域からの退去を命じる。

資料編 [警戒区域の設定]

- 3-11-1 警戒区域の設定権者及びその内容
- 3-11-2 警戒区域の設定権者区分

2 警戒区域の範囲及び制限の設定

市長は、警戒区域の範囲と区域内での制限の内容を決定する。警戒区域の設定は、地域住民の生活行動を制限するものであることから、被害の規模や拡大方向を考慮し、的確に設定する。また、設定した警戒区域についての処分は市長の自由裁量行為であることから、どのような制限を行うか等について、混乱を来さないよう十分留意する。

3 警戒区域設置及び伝達

警戒区域を定めた場合、警戒区域の設定を行った者は、掲示板、ロープ、赤色灯、赤旗等を活用して地域を明示する。この際、警戒区域内の事故防止に留意する。また、避難勧告等と同様、市民、県及び防災関係機関にその内容を伝達する。

資料編 [警戒区域の設定]

- 3-11-3 警戒区域の表示及び事故防止例

第4節 避難場所等の設置・運営

主な関係法令 : 災害救助法、災害対策基本法第86条の6・第86条の7

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、総務課、情報統計課（広報班）、
市民活動推進課（出張所班）、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、
健康増進課、社会福祉課

市は、災害により住家を失った被災者や、災害による避難勧告等の対象者（自主避難を含む。）を保護するため、速やかに避難場所等を開設し、被災者を受け入れる。

災害発生直後の被災地域は相当混乱していることが予想され、自治会、自主防災組織等の地域団体、施設管理者、消防団、ボランティア団体等が協力して対応することが必要であり、開設後の運営も含め、市と関係者が連携して運営に当たる。

なお、地区一時避難場所の開設は、運営管理責任者、自治会、自主防災組織等が中心となって実施する。

活動方針

- 災害の特性に応じて指定された指定緊急避難場所に集まった施設管理者、地域団体（自治会、自主防災組織等）避難者及び市職員が連携し、指定緊急避難場所を開設する。
- 男女双方の視点に立つとともに要配慮者に配慮した避難所運営を実施する。
- 警察や自主防災組織、市民等と協力し、地域の防犯に努める。

主な活動と実施期間

活動項目	災害発生前	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難場所等の開設							
2 避難場所等の管理・運営							
3 避難場所等の統合及び閉鎖							

具体的な活動内容

第1項 避難場所等の開設

1 指定緊急避難場所の開設

(1) 指定緊急避難場所

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、災害規模や被災状況等を勘案し、指定緊急避難場所の開設を行う。その際、以下の措置をする。

- ◆ まず、公民館、学校、公共施設等において開設する。
- ◆ 必要に応じ、あらかじめ指定された施設以外の施設についても管理者等の同意を得て開設する。
- ◆ 建築物の安全を確認した上で、開設する。
- ◆ 避難場所等の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた総務部避難所統括班（市本部未設置時は防災危機管理課。以下同様。）は、避難者が混乱しないように早急に避難場所等を開設し、避難場所等の運営の総括を行う。

(2) 自主避難場所

市本部未設置時に自主避難を求められた場合、指定緊急避難場所のうち、あらかじめ自主避難場所として指定した指定緊急避難場所を防災危機管理課長の指示により開設する。

2 地区一時避難場所の開設

災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、地区一時避難場所を指定している自治会や自主防災組織等は、それぞれの判断により、地区一時避難場所を開設する。その際、以下のことに留意する。

- ◆ 当該避難場所の運営管理責任者と自治会や自主防災組織等の判断により開設する。
- ◆ 災害種別、規模、周辺被災状況等を勘案し、安全に運営できることを確認した上で、開設する。
- ◆ 地区一時避難場所の運営に当たり、運営管理責任者は、自治会、自主防災組織等の協力を得ながら行う。
- ◆ 市に避難者等に関する情報を連絡する。

なお、市は、地区一時避難場所の避難者情報等の把握に努めるとともに、当該地区が避難勧告等の対象地区とした際の取り扱いに留意する。

3 指定避難所の開設

被災者を一時的に滞在させ被災者の生活の場として指定避難所を開設する。その際、以下の措置をする。

- ◆ 指定避難所の開設の指示は、市長又は委任を受けた職員が行う。開設の指示を受けた総務部避難所統括班は、避難者が混乱しないように早急に開設し、運営の総括を行う。
- ◆ 建築物の安全を確認した上で、公民館、学校、公共施設等において開設する。
- ◆ 指定避難所は、指定緊急避難場所を兼用する場合があります。その場合は指定緊急避難場所から指定避難所に移行する。
- ◆ 総務部避難所統括班は、指定緊急避難場所や地区一時避難場所等からの避難者の受入れについての総括を行う。
- ◆ 必要に応じ、指定避難所以外の施設についても管理者等の同意を得て開設する。その際、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域以外の施設を開設するものとする。

なお、福祉避難所については、本編第9章第2節第1項2「福祉避難所の設置及び要配慮者の移送」を参照のこと。

4 避難場所等開設時の対応

避難場所等を開設する場合は、あらかじめ指名した配置職員を派遣し、避難所運営マニュアルに

基づき、施設管理者や地域団体等の協力により、以下の対応を行う。

なお、各項目の詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 運営組織の設置
- ◆ 避難者名簿の作成
- ◆ 避難場所等の開設の周知
- ◆ 相談窓口の設置

また、大規模災害時など避難場所等が著しく不足し、特に必要と認められるものが発生した場合、当該災害について政令で定める区域及び期間に設置する避難場所等についての特例措置として、消防法第17の規定は適用しないとされている。ただし、市は、可能な限り消防法に準拠した施設設備の維持に関する基準を定め、安全確保に努める。

資料編 [避難場所等]

- 3-12-1 避難場所等開設時の対応

第2項 避難場所等の管理・運営

1 避難場所等の運営

避難場所等の開設後は、避難所運営マニュアルに基づき運営するが、災害の状況により地域団体が主体となり、避難所運営組織の設置等により運営する。特に指定避難所においては、以下の事項に留意した運営をする。

なお、各項目の詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 運営体制の確立（避難所運営組織の設置及び男女双方の運営責任者の配置）
- ◆ 衛生環境の維持
- ◆ 情報の提供
- ◆ 要配慮者の特性に配慮した生活環境の維持
- ◆ 男女のニーズに配慮した生活環境の維持及び物資供給
- ◆ 同行したペットのためのスペースの確保、ペット飼育のルールづくり及び飼い主に対する適正な飼育の指導や支援
- ◆ 防犯対策
- ◆ 在宅避難者等周辺地域の物資拠点としての対応
- ◆ 地域の防災活動の拠点としての対応

※ペットの対応については、本編第17章「動物愛護」を参照のこと。

また、災害対策本部未設置時の自主避難者に対しては、避難施設のみの提供とする。

資料編 [避難場所等]

- 3-12-2 避難場所の運営時の留意事項

2 救助法適用や災対法に基づく指定避難所開設・運営

救助法が適用された場合における避難所の開設期間及び費用は、資料編のとおりとする。

なお、指定避難所として指定していない施設を発災後に避難所として使用した場合も救助法に基づく支援の対象となる。

また、災対法第86条の6に定める生活環境を確保する必要があることや、食事提供や物資の支援が指定避難所以外の避難所を含め地域全体のために行われていることに留意し、避難所運営を行うものとする。

資料編 [避難場所等]

● 3-12-3 災害救助法に基づく避難所開設・運営に関する対象範囲

第3項 避難場所等の統合及び閉鎖

避難場所等の統合・閉鎖の判断は、総務部長の進言により、市本部で決定する。

統合・閉鎖に当たり、総務部避難所統括班が総合的な調整をし、避難場所等担当職員、避難所運営組織並びに市本部総務部広報班及び総合政策部出張所班は、地元の自治会長等にその旨連絡する。

1 避難場所等の統合

避難勧告解除や危険地域の減少などにより、避難者が減少した場合は、避難場所等を統合し、縮小を図る。避難場所等を統合する際、閉鎖する避難場所等の避難者の避難所生活等に配慮し、極力同じ地域内の避難場所等へ統合し、統合先の避難場所等への移動についても配慮すること。

なお、市は、避難者の健全な住生活の早期確保のために、応急仮設住宅の迅速な提供等により、避難場所等の早期解消に努める。

2 避難場所等の閉鎖

統合時又は避難勧告等の全地域解除等による避難場所等の閉鎖について、避難場所等担当職員又は避難所運営組織は、施設管理責任者へ閉鎖する旨連絡し、施設管理責任者の協力を得て、物資、食料管理記録及び避難所の状況をもとに残存物資の確認、記録及び回収を行い、施設が通常使用できる状態に戻す。

閉鎖後は、総務部避難所統括班へ状況を報告し、避難者名簿及びその他の記録簿等を引き継ぐ。

第5節 広域一時滞在

主な関係法令 : 災害対策基本法第86条の8

主な担当関係部署 : 防災危機管理課、総務課、市政なんでも相談課、子育て支援課、建築課、教育委員会（学校教育課）

主な担当関係機関 : 県

大規模広域災害の発生時、災害の規模、被災者の避難状況、避難の長期化等を考慮し、市の区域外への広域的な避難又は応急仮設住宅等への収容が必要であると判断したときや、被災者の保護の実施のため緊急の必要があると認めるときは、県を通じ、広域一時滞在を行う。

活動方針

- 市の被災状況や被災者の避難状況を勘案し、市外への広域的な避難を実施する。
- 大規模広域災害発生時における転入学や学校への一時受入などに柔軟に対応する。
- 他の自治体から避難の受入れが必要となった場合、広域避難者の受入れを行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	被災者の他地区への移送						
2	避難者の受入れ						

具体的な活動内容

第1項 被災者の他地区等への移送

広域一時滞在の必要があると認めるときは、県を通じて運送事業者等による被災者の運送を要請し、安全な他地区へ移送する。被災者の移送は県が決定し、県が調達したバス、貨物自動車を中心に警察、自衛隊等の協力を得て実施する。

なお、移送された被災者の避難所の運営は本市が行い、受入れ自治体は避難場所等の運営に協力する。

また、他地区への移送に関する市の措置及び県、国による措置についての詳細は、資料編のとおりとする。

資料編 [避難場所等]

- 3-12-4 他地区への移送に関する措置

第2項 避難者の受入れ

大規模広域災害が発生し、近隣の県等から多数の避難者の受入れが必要な場合、広域避難者の受入れを行う。他の被災自治体からの被災者受入れの際に行う主な事項を以下に示す。

なお、詳細については、資料編のとおりとする。

- ◆ 被災地からの情報収集及び連絡体制の整備
- ◆ 収容可能な避難施設の把握
- ◆ 避難所の開設・運営
- ◆ 応急仮設住宅等の提供
- ◆ 被災児童・生徒等の受入れ
- ◆ 県との連携（情報共有等）
- ◆ 避難者への被災地等からの情報提供

資料編 [避難場所等]

- 3-12-5 他の被災自治体からの被災者受入れ措置

第9章 要配慮者の支援

第1節 避難における支援

主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、社会福祉課、健康増進課、防災危機管理課、情報統計課（広報班）、市民活動推進課（出張所班）、建築課、おもてなし観光課、消防本部、消防団

主な担当関係機関：防府警察署

災害時には、自らの行動等に制約のある高齢者、障害者、乳幼児、妊産婦、外国人等要配慮者の安全や心身の健康状態等に特段の配慮を行う必要がある。

市は、発災前の情報提供から、避難誘導、またその後の生活に至るまでの各段階において、時間の経過とニーズに応じたきめ細かな支援策を、保健・福祉施策等との連携のもとに、総合的に講じていく。

活動方針

- 警察・消防・自主防災組織等と協力し、要配慮者の避難行動の特性を考慮した避難誘導を行う。
- 避難行動要支援者名簿や個別支援計画に基づき、避難行動要支援者の安全な避難を支援する。

資料編 [条例等]

- 2-4-5 平常時における防府市避難行動要支援者名簿の提供に関する条例

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 避難勧告等の発令時の配慮等						
2 避難誘導・避難行動支援等						
3 要配慮者の移送						

具体的な活動内容

第1項 避難勧告等の発令時の配慮等

避難勧告等を行う際、市長は、情報の伝わりにくい高齢者、障害者、外国人等要配慮者への伝達や夜間における伝達には、特に配慮する。避難の必要がなくなった場合も同様とする。この際、地理に不案内な観光客等にも配慮する。

1 避難行動要支援者への情報伝達

避難行動要支援者に対しては、避難行動要支援者名簿を活用し、避難情報の発令後速やかに、避難支援等関係者があらかじめ定めた方法により伝達し、着実な情報伝達及び早い段階での避難行動を促進する。

2 要配慮者利用施設への情報伝達

要配慮者利用施設の入所者は避難に時間を要することから、迅速な伝達に努める。伝達方法は、加入電話による直接伝達、FAX送信、市メールサービス、広報車、同報系防災行政無線及び防災ラジオによる伝達のほか、必要に応じ市職員や消防団員による口頭伝達など、状況に応じた方法により、確実な伝達に努める。

土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設には、土砂災害降雨危険度レベルが2に達した時点でFAXにより伝達する。
浸水想定区域内の要配慮者利用施設への情報伝達	◆ 浸水想定区域内の要配慮者利用施設及び洪水予報等の伝達方法については、防府市水防計画を参照のこと。

資料編 [要配慮者関係]	
●	2-14-1 土砂災害警戒区域内の要配慮者利用施設
●	2-14-2 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（佐波川）
●	2-14-3 浸水想定区域内の要配慮者利用施設（馬刀川・柳川）

第2項 避難誘導・避難行動支援等

1 避難誘導及び避難行動支援

避難勧告等が出された場合、市は警察署、消防署、消防団、自主防災組織等の協力を得て、地域住民を避難場所等に誘導するが、この場合、要配慮者を優先して避難誘導する。

避難行動要支援者については、避難行動要支援者名簿や個別支援計画に基づき、避難支援者等関係者及び地域の支援者等によって安全な避難を支援する。

なお、避難支援等に際して、避難支援等関係者本人又は避難支援等関係者の家族等の生命及び身体の安全が確保されていることを大前提に、地域の実情や災害の状況に応じて、可能な範囲で避難支援を行う。

2 避難行動要支援者名簿の活用による安否確認及び避難支援

市は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合、避難行動要支援者名簿の情報を平常時から避難支援等関係者に対して提供することを拒否した者についても、避難行動要支援者名簿の情報を避難支援等関係者その他の者に対し提供するなど効果的に活用し、迅速な安否確認や避難支援等を行う。

その際、提供を受けた者が情報の適正管理を図るよう、名簿情報の廃棄・返却等、情報漏えいの防止のために必要な措置を講ずるよう努める。

第3項 要配慮者の移送

自力で避難できない場合又は避難途中危険がある場合、要配慮者、傷病者等の避難に際しては、車両、船艇等による移送に配慮する。

第2節 生活環境の確保

主な担当関係部署：防災危機管理課、健康増進課、障害福祉課、高齢福祉課、子育て支援課、社会福祉課

主な担当関係機関：山口県看護協会

災害時は、避難生活において特に厳しい環境下に置かれる要配慮者に対し、特段の配慮と支援の必要がある。

市は、避難場所等の運営に当たり、要配慮者の特性を踏まえた場の確保や生活を行う上でのきめ細やかな支援を行うとともに、高齢者、障害者等に配慮した生活の場の確保に努める。

活動方針

- 福祉関係者や自主防災組織等の協力を得ながら、要配慮者の特性を考慮した避難場所等の開設、管理運営を行う。
- 公営住宅等の借り上げ、宿泊施設の確保、応急仮設住宅等、要配慮者の生活の場としての住宅の供与に努める。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	避難場所等の設置・運営における配慮						
2	優先的な生活の場の確保						

具体的な活動内容

第1項 避難場所等の設置・運営における配慮

1 避難場所等の管理・運営における配慮

市は、避難場所等の設置・運営に当たり、民生委員・児童委員など福祉関係者や自主防災組織等の連絡・協力を得ながら、要配慮者へ配慮として、主に以下のような対応を行う。

なお、避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項の詳細は、資料編のとおりとする。

- ◆ 要配慮者用スペースの確保
- ◆ 避難場所等における安否確認等（入所状況の把握、外部からの問い合わせへの配慮）
- ◆ 要配慮者対応の相談窓口
- ◆ 生活環境への配慮
- ◆ 情報の伝達手段等への配慮
- ◆ 物資・食料の供給時の配慮

資料編 [避難場所等]

- 3-12-6 避難場所等の運営時における要配慮者への留意事項

2 福祉避難所の設置及び要配慮者の移送

災害の状況や要配慮者の障害の状態、心身の健康状態を踏まえ、看護・福祉関係団体等と連携するなどにより必要なスタッフを確保した上で、福祉避難所を開設し、要配慮者を移送するものとする。福祉避難所への移送の主な対象者は、以下のとおり。

- ◆ 長期収容が必要でかつ一般の避難者との共同生活が困難な介護等を必要とする者
- ◆ 一般の避難所での生活が困難だが専門施設への入所にまでは至らない者（必要性の高い者から優先的に）
- ◆ 避難所での生活が極めて困難な者（公的宿泊施設、公的住宅、社会福祉施設等への一時的な収容、移送等）

3 広域避難時の支援

大規模広域災害の発生時において広域避難が必要な場合、要配慮者の障害の状態や心身の健康状態等を考慮し、専門施設への入所や福祉避難所への優先的な収容など必要な配慮を行う。

第2項 優先的な生活の場の確保

要配慮者に対する避難生活上の困難をなるべく早く取り除くため、優先的に公営住宅・一般住宅、宿泊施設、応急仮設住宅等の生活の場の確保に努める。

公営住宅・一般住宅の確保	◆ 設備の整った公営住宅や一般住宅は、高齢者、障害者等健康面で不安のある者にあっては最も適した住居となることから、確保に努める。
宿泊施設の確保	◆ 施設設備が整っており、食事等についても確保されることから、高齢者、障害者、妊産婦等の一時収容先として確保に努める。
応急仮設住宅の建設・供与	◆ 入居予定者の状況により、高齢者、障害者向けの仕様に配慮する。 ◆ 入居者の選考に当たり、要配慮者世帯等に配慮する。

第3節 保健・福祉対策の実施

主な担当関係部署：高齢福祉課、障害福祉課、子育て支援課、健康増進課、社会福祉課

主な担当関係機関：山口健康福祉センター、精神保健センター、社会福祉協議会

災害時は、平常時から在宅保健・福祉サービス等の援護を受けている高齢者、障害者等に加え、家庭機能の低下等により新たに援護を必要とする者が生じる。また、避難生活では、生活環境の激変等に伴い、健康の確保や福祉対策が重要となる。

このため、市は、関係団体、社会福祉施設、ボランティア等との連携のもとに、高齢者、障害者等に配慮した保健・福祉サービスの提供、生活の支援等を行う。

活動方針

- 応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、関係団体と連携し、各段階で生じるニーズに応じた保健・福祉サービスを提供する。
- 保健師等による健康相談、精神保健活動等を実施し、要配慮者の健康管理の把握に努める。
- 社会福祉協議会と連携し、ボランティアによるきめ細かな高齢者等の状況把握、対応を行う。

主な活動と実施期間

活動項目		直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1	支援体制の確保						
2	保健対策						
3	福祉対策						
4	社会福祉施設の対応						

具体的な活動内容

第1項 支援体制の確保

要配慮者への対応は、災害直後から膨大な種類と量の業務が新たに発生する上に、応急仮設住宅におけるサービスのよう、災害発生後一定の期間を経て開始される業務も数多く存在する。

このため、市は、災害の規模、行政機能の状況等を踏まえ、適宜時間経過に応じた組織と人員の投入等を行って実施体制を確保し、各段階のニーズに応じた保健・福祉サービスの提供等を行う。

第2項 保健対策

被災者にとっては心身の健康の確保が特に重要であることから、市は、県と連携し、保健師等による次のような健康相談、精神保健活動等を実施し、高齢者、障害者等の健康管理に十分配慮する。

- ◆ 県及び市の保健師等による避難場所等、仮設住宅等の巡回健康・栄養指導
- ◆ 県精神保健福祉センター、山口健康福祉センター等におけるメンタルヘルスケア
- ◆ 訪問指導、訪問看護等の在宅保健サービスの早期実施

第3項 福祉対策

被災後の生活においては、高齢者、障害者等のニーズも多岐にわたることが見込まれるため、市は、他市等の応援職員、関係団体、ボランティア等の協力を得ながら、介護等の必要な高齢者、障害者等に対し、遅くとも1週間以内を目途に、組織的・継続的な福祉サービス（要配慮者の巡回把握、福祉サービス等の提供、生活資金等の支援など）を実施する。

なお、主な福祉サービスの実施内容については、資料編のとおりとする。

資料編 [要配慮者関係]

- | |
|---------------------------|
| ● 3-13-1 要配慮者への福祉サービス（概要） |
|---------------------------|

第4項 社会福祉施設の対応

社会福祉施設は、公共的施設として、入所者へのサービスだけでなく避難施設としての機能を果たすことが求められる。このため、市は、施設管理者と連携し、被災した社会福祉施設の施設機能の早期回復とともに、相互支援関係にある施設、ボランティア等との連携のもと、高齢者、障害者等のための速やかな対応を行うよう支援する。

なお、社会福祉施設における主な災害対応については、資料編のとおりとする。

資料編 [要配慮者関係]

- | |
|---------------------------|
| ● 3-13-2 社会福祉施設における主な災害対応 |
|---------------------------|

第20章 ボランティア活動支援

第1節 ボランティアの受入・活動支援

主な担当関係部署：社会福祉課、市民活動推進課

主な担当関係機関：社会福祉協議会、市民活動支援センター

地震等による大規模災害時には、市及び防災関係機関の救助活動に併せ、一般市民の協力を必要とする。また、一方では、被災を免れた市民等から被災地の救援活動への参加も予想される。これらの者の善意を救助活動等に効果的に生かすためには、救助実施機関との連携と受入体制の整備が必要となる。

このため、市は、ボランティアによる防災活動が災害時において果たす役割の重要性を考慮し、災害時における被災者の救援活動に参加希望を持つボランティア（個人・団体）の活動が円滑かつ効率的に行えるよう、その自主性を尊重しつつ、ボランティアとの連携に努める。

活動方針

- 災害ボランティアセンター（社会福祉協議会）・市民活動支援センターと連携し、ボランティアの受入れ及び活動支援を実施する。
- 専門的知識・技能を必要とする活動へのボランティア派遣を要請し、活動を支援する。

主な活動と実施期間

活動項目	直後	30分～	2時間～	24時間～	72時間～	1週間～
1 災害ボランティアセンターの設置						
2 災害ボランティアセンターの運営支援						

具体的な活動内容

第1項 災害ボランティアセンターの設置

市は、市本部設置後、社会福祉協議会及び市民活動支援センターと連携して、速やかに防府市社会福祉協議会内に防府市災害ボランティアセンターを開設する。

ボランティアとの連携に関する窓口は災害ボランティアセンターとし、ボランティアコーディネーター等により、ボランティアの受入及び活動の企画・実施、活動に必要な資機材等の調達、市等との連絡調整等、ボランティア活動の支援を行う。

資料編 [ボランティア活動]

- 3-21-1 ボランティア活動の実施系統
- 3-21-2 災害ボランティアセンターの活動内容

第2項 災害ボランティアセンターの運営支援

1 ボランティアの受入及び活動調整

災害ボランティアセンターは、ボランティアの専門的な知識や技術、経験、技能等が効果的に生かされるよう専門性を考慮し、活動ごとにボランティアの受入・活動の調整を行う。

市は、災害ボランティアセンターへ運営従事者を派遣するなどして緊密に連携し、ボランティアの受入れ及び活動を支援する。災害ボランティアセンターの主な活動は以下のとおり。

- ◆ 市災害対策本部との連絡調整
- ◆ 全国的支援組織やボランティア団体、NPO法人等との連絡調整
- ◆ 各種情報の収集・整理・提供
- ◆ 被災者ニーズの把握
- ◆ ボランティアの受付・派遣・需要調整（専門ボランティア、一般ボランティア）

2 災害ボランティアセンター運営従事者の確保

ボランティア活動をより効果的に展開するため、運営従事者を核として、各種団体及び個人ボランティアをネットワーク化した活動を行うよう努める。このため、次のような団体あるいは個人にコーディネーターを要請する。

- ◆ 被災地の諸事情に詳しく、人的、組織的ネットワークを持っていること。
- ◆ 市と信頼関係がある、又は作ることができること。
- ◆ 被災地の中で中立的な立場を保つことができること。
- ◆ ボランティア活動についての豊富な知識、経験を有していること。
- ◆ 集団や組織のマネジメントができること。

3 ボランティアの活動環境の確保

市は、災害ボランティアセンターを窓口として、ボランティアの活動拠点となる施設の確保を支援するとともに、情報提供や、物品の貸与等を求められた場合、積極的に協力する。また、ボランティアへ健康管理のための情報提供を行い、災害ボランティアセンターを巡回して指導に当たる等、健康管理を支援する。

なお、被災地において支援を行う際は、女性に対する暴力等の予防に関する注意喚起、男女共同参画の視点からの支援のあり方等について周知・伝達するよう努める。

4 登録ボランティアに対する登録証明書等の発行

災害ボランティアセンターは、登録したボランティアに対し、登録証明書（名刺サイズ）の所持や腕章等をつけることにより、ボランティアを装った便乗業者等を識別できるようにする。

5 ボランティアの派遣の要請

市は、専門的知識・技能を必要とする救助活動等の実施に当たり、従事命令等によってもなお必要な人員が不足する場合、県災対本部にボランティアの派遣を要請するとともに、派遣されたボランティアに対する指示等を行う。

6 関係団体等の支援

関係団体、NPO法人、民間企業等は、円滑なボランティア活動を支援するため、専門人材の派遣、資機材や施設・用地の提供などの支援を行う。また、社員等がボランティア活動に参加しやすくなるよう、できる限り配慮する。

